

租税特別措置法等（所得税関係の事業所得等の課税の特例その他）の改正

目 次	
第一 租税特別措置法関係……………	194
一 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	194
二 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	204
三 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	205
四 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設……………	208
五 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	211
六 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	212
七 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	216
八 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設……………	218
九 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	221
十 特定設備等の特別償却制度の改正……………	222
十一 被災代替資産等の特別償却制度の創設……………	224
十二 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正……………	227
十三 医療用機器の特別償却制度の改正……………	230
十四 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の創設……………	231
十五 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の廃止……………	232
十六 特定都市再生建築物等の割増償却制度の改正……………	233
十七 農業経営基盤強化準備金制度の改正……………	234
十八 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の改正……………	234
十九 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正……………	235
二十 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正……………	238
二十一 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	246
第二 所得税法関係……………	249
一 所得税の納税地の異動届出書等の提出先のワンストップ化……………	249
二 確定拠出年金制度等の改正等に伴う所得税法施行令等の改正……………	250
三 特定譲渡制限付株式等に関する改正……………	275
四 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の改正……………	277
五 医療費控除（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を含む。）の添付書類の改正……………	278
第三 震災税特法関係……………	283
一 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	283

二 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	285	四 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の改正……………	287
三 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	286	第四 その他……………	288

第一 租税特別措置法関係

一 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(4)までによって構成されています。

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度

青色申告者のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、その事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額。以下「試験研究費の額」といいます。）がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税額から、その年分の試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができます。

なお、この税額控除限度額は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額を限度とされています（旧措法10①）。

(注1) 上記の「試験研究費」とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で、次に掲げる費用をいいます（旧措法10⑥一、旧措令5の3⑥）。

- ① その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係る

ものに限ります。）及び経費

- ② 他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含みます。以下同じです。）に委託して試験研究を行う個人のその試験研究のためにその委託を受けた者に支払う費用

- ③ 技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用

(注2) 上記の「税額控除割合」とは、試験研究費割合に応じ、次のとおりとされています（旧措法10①）。

- ① 試験研究費割合が10%以上の場合
……10%
- ② 試験研究費割合が10%未満の場合
……試験研究費割合×0.2+8%

(注3) 上記の「試験研究費割合」とは、次の算式により計算した割合とされています（旧措法10⑥三）。

《算式》

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{適用を受ける年分の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(注4) 上記の「平均売上金額」とは、この制度の適用を受けようとする年（以下「総額方式等適用年」といいます。）の年分の売上金額及びその総額方式等適用年前3年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の

年に限ります。）の年分の売上金額（その各年のうち事業を開始した日の属する年については、その年分の売上金額に12を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）の合計額をその総額方式等適用年及びその各年の年数で除して計算した金額をいいます（旧措法10⑥八、旧措令5の3⑭）。なお、この場合の売上金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とされています（旧措法10⑥八、旧措令5の3⑬）。

（注5） 上記の「調整前事業所得税額」とは、次の税額控除を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（長期譲渡所得に係る部分については、その金額の2分の1に相当する金額）、一時所得の金額の2分の1に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額をいいます（旧措令5の3⑦、旧震災税特令12の2⑧、12の2の2⑤、12の2の3④、12の3④、12の3の2⑥、12の3の3④）。以下この「**第一 租税特別措置法関係**」において同じです。なお、次の税額控除の範囲については本年度改正に伴う所要の改正が行われています（措令5の3⑧）。

- ① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（旧措法10①～④）
- ② エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の2③④）
- ③ 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の3⑤～⑦）
- ④ 地方活力向上地域において特定建物等

を取得した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の4③）

- ⑤ 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除（措法10の5①～③）
- ⑥ 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の5の2③④）
- ⑦ 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除（旧措法10の5の3①）
- ⑧ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41①）
- ⑨ 政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18②）
- ⑩ 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の2②）
- ⑪ 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3①）
- ⑫ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の2①）
- ⑬ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（旧措法41の19の3①③⑤）
- ⑭ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の4①③）
- ⑮ 外国税額控除（所法95、165の6）
- ⑯ 廃止前の沖縄の認定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第10条の4第4項）
- ⑰ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（震災特法10の2③④）
- ⑱ 企業立地促進区域において機械等を取

得した場合の所得税額の特別控除（震災
税法10の2の2③④）

- ⑱ 避難解除区域等において機械等を取
得した場合の所得税額の特別控除（震災
税法10の2の3③④）
- ⑳ 復興産業集積区域において被災雇用
者等を雇用した場合の所得税額の特別
控除（震災税法10の3①）
- ㉑ 企業立地促進区域において避難対象
雇用者等を雇用した場合の所得税額の
特別控除（震災税法10の3の2①）
- ㉒ 避難解除区域等において避難対象
雇用者等を雇用した場合の所得税額の
特別控除（震災税法10の3の3①）

(2) 中小企業技術基盤強化税制

青色申告者である中小事業者のその年分（上
記(1)の制度の適用を受ける年分及び事業を廃止
した日の属する年分を除きます。）において、
その事業所得の金額の計算上必要経費に算入さ
れる試験研究費の額がある場合には、その年分
の総所得金額に係る所得税額から、その年分の
試験研究費の額の12%相当額（以下「中小事
業者税額控除限度額」といいます。）を控除す
ることができます。

なお、この場合の中小事業者税額控除限度額
は、その適用を受ける年分の調整前事業所得
税額の25%相当額を限度とされています（旧措
法10②）。

(注) 上記の「中小事業者」とは、常時使用する
従業員の数が1,000人以下の個人をいいます
（旧措法10⑥四、旧措令5の3⑧）。以下この
「第一 租税特別措置法関係」において同じで
す。

(3) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度

青色申告者のその年分（事業を廃止した日の
属する年分を除きます。）において、その事業
所得の金額の計算上必要経費に算入される特別
試験研究費の額がある場合には、その年分の総

所得金額に係る所得税額から、次の金額の合計
額（以下「特別研究税額控除限度額」といま
す。）を控除することができます。

- ① その年分の事業所得の金額の計算上必要経
費に算入される特別試験研究費の額のうち特
別試験研究機関等と共同して行う試験研究又
は特別試験研究機関等に委託する試験研究に
係る試験研究費の額の30%相当額
- ② その年分の事業所得の金額の計算上必要経
費に算入される特別試験研究費の額のうち上
記①の試験研究費の額以外の試験研究費の額
の20%相当額

なお、この場合の特別研究税額控除限度額は、
その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の
5%相当額を限度とされています。

また、その年において、上記(1)の試験研究費
の総額に係る特別税額控除制度又は上記(2)の中
小企業技術基盤強化税制の適用を受ける場合に
は、これらの制度によりその年分の総所得金額
から控除する金額の計算の基礎となった特別試
験研究費の額は、この(3)の制度の対象から除
くこととされています（旧措法10③）。

(注) 上記の「特別試験研究費の額」とは、試験
研究費の額のうち、国の試験研究機関又は大
学その他の者と共同して行う試験研究、国の
試験研究機関、大学又は中小企業者に委託す
る試験研究、中小企業者からその有する知的
財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究、
その用途に係る対象者が少数である医薬品に
関する次に掲げる試験研究に係る次に定める
費用の額をいいます（旧措法10⑥五、旧措令
5の3⑨⑩、旧措規5の6①～⑪）。

- ① 次に掲げる者（以下この（注）において
「特別研究機関等」といいます。）と共同し
て行う試験研究で、その特別研究機関等と
の契約又は協定（その契約又は協定において、
その試験研究に要する費用の分担及びその
明細並びに当該試験研究の成果の帰属及び
その公表に関する事項が定められているも
のに限ります。）に基づいて行われるもの

……その個人の試験研究費の額のうちその試験研究に係る試験研究費の額であることにつきこの特別税額控除の適用を受けようとする個人の申請に基づき、その試験研究に要した費用（その試験研究に係る契約又は協定においてその個人が負担することとされている費用に限り、）の額としてその試験研究に係る試験研究機関等（以下①及び⑤において「試験研究機関等」といいます。）の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法第3条の行政機関（⑤において「行政機関」といいます。）に置かれる地方支分部局の長又は次の口の国立研究開発法人の長が認定した金額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

イ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等

ロ 国立研究開発法人

- ② 大学等（学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社が設置するものを除きます。）又は国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいいます。以下②及び③において同じです。）と共同して行う試験研究で、その大学等との契約又は協定（その契約又は協定において、その試験研究におけるその個人及びその大学等の役割分担及びその内容、その個人及びその大学等がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その大学等がその費用のうちその個人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその個人及びその大学等に帰属する旨及びその内容並びにその大学等によるその成果の公表に関する事項、その試験研究の目的及び内容、

その試験研究の実施期間、その試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びにその大学等の長の氏名、その試験研究の実施場所、その試験研究の用に供される設備の明細、その試験研究に直接従事する研究者の氏名、その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法その他参考となるべき事項が定められているものに限ります。）に基づいて行われるもの……その個人の試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額で、その金額を支出した年分の確定申告書に次に掲げる監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

イ その大学等が支出する原材料費、人件費（その試験研究に直接従事する者に係るものに限ります。）、旅費（その試験研究に直接従事する者のその試験研究に係るもので、かつ、所得税法第9条第1項第4号の規定に該当するものに限ります。）、経費（その試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限ります。）及び外注費の額のうち、その個人が負担したもの（上記の契約又は協定においてその個人が負担することとされているものに限ります。）であることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいいます。以下この（注）において同じです。）を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額

ロ 個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額（上記の契約又は協定においてその個人が負担することとされているものに限るものとし、上記イに掲げる金額を除きます。）であることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額

事項が定められているものに限ります。)に基づいて行われるもの……その個人の試験研究費の額のうちその試験研究に係る試験研究費の額であることにつきこの特別税額控除の適用を受けようとする個人の申請に基づき、試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額（その試験研究に係る上記の契約又は協定において定められている金額を限度とします。）としてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

- ⑥ 大学等に委託する試験研究で、その大学等との契約又は協定（その契約又は協定において、その試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その大学等がその費用の額を確認する旨及びその方法並びにその試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項、その試験研究の目的及び内容、その試験研究の実施期間、その試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びにその大学等の長の氏名、その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法その他参考となるべき事項が定められているものに限ります。）に基づいて行われるもの……その個人の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額（その大学等が支出する原材料費、人件費（その試験研究に直接従事する者に係るものに限ります。）、旅費（その試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第9条第1項第4号の規定に該当するものに限ります。）、経費（その試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費

用に限ります。）及び外注費の額について、その個人が負担したもの（その契約又は協定においてその個人が負担することとされているものに限ります。）をいいます。）であることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額の合計額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

- ⑦ 特定中小企業者等（中小事業者で青色申告書を提出するもの、中小企業者で青色申告書を提出するもの及び中小連結法人に該当するもの（⑧において「中小事業者等」といいます。）、法人税法別表第2に掲げる法人又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第2条第1号イからニまでに掲げるものをいい、特別研究機関等、大学等、その個人がその発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している法人（連結親法人にあっては、その連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。）、その個人との間に当事者間の支配の関係がある法人及びその個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を除きます。以下⑦及び⑧において同じです。）のうち、試験研究を行うための拠点を有すること、その拠点においてその試験研究を行うために必要な設備を有していること及びその試験研究の主要な部分について再委託を行わないこととの要件を満たすものに委託する試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定（その契約又は協定において、その試験研究における分担すべき役割としてその個人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その特定中小企業者等がその費用の額を確認する旨及びその方法並び

にその試験研究の成果の帰属に関する事項、その試験研究の目的及び内容、その試験研究の実施期間、その試験研究に係る特定中小企業者等の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、その試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨、その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法その他参考となるべき事項が定められているものに限ります。）に基づいて行われるもの……その個人の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額（その特定中小企業者等が支出する原材料費、人件費（その試験研究に直接従事する者に係るものに限ります。）、旅費（その試験研究に直接従事する者のその試験研究に係るもので、かつ、所得税法第9条第1項第4号の規定に該当するものに限ります。）、経費（その試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限ります。）及び外注費の額について、その個人が負担したもの（その契約又は協定においてその個人が負担することとされているものに限ります。）をいいます。）であることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額の合計額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

- ⑧ 特定中小企業者等（中小事業者等に限ります。以下⑧において同じです。）からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定（その契約又は協定において、その知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、その個人がその特定中小企業者等に対して支払うその知的財産権の使用料の明細（その試験研究の進捗に応じてその知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨

を含む。）、その知的財産権の設定又は許諾がその個人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容、その知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法その他参考となるべき事項が定められているものに限ります。）に基づいて行われるもの……その個人の試験研究費の額のうちその試験研究に係る知的財産権の使用料の額であってその個人が特定中小企業者等に対して支払ったものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額を支出した年分の確定申告書に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

- ⑨ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第16項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第15条第1項第2号の規定による助成金の交付を受けてその対象となった期間に行われるもの……その個人の試験研究費の額のうちこの特別税額控除を受けようとする個人の申請に基づき、その試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額で、その金額を支出した年分の確定申告書にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額

- (4) **試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る特別税額控除制度**

青色申告者が、平成21年から平成29年までの

年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、次の①又は②に掲げる場合に該当する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税額から、次の①又は②に定める金額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができます。

① 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%相当額を超え、かつ、その年分の試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合……増加試験研究費の額×30%（増加試験研究費割合が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合）

② その年分の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合……（その年分の試験研究費の額－平均売上金額）×超過税額控除割合

なお、この税額控除限度額は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の10%相当額を限度とされています（旧措法10④）。

また、個人が上記①と②のいずれにも該当する場合には、その個人の選択により、いずれか一の場合にのみ該当するものとしてこの(4)の制度を適用することとされています（旧措法10⑤）。

(注1) 上記の「増加試験研究費の額」とは、その年（事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した日の属する年を除きます。）を除きます。以下「適用年」といいます。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額からその個人の比較試験研究費の額を控除した金額をいいます（旧措法10④）。

(注2) 上記の「比較試験研究費の額」とは、適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額の合計額を3で除して計算した金額をいいます。なお、適用年前3年以内の各年のうちに事業を開始した年がある場合には、その年についてはその年分の試験研究費の額に12を乗じてこれをその年においてその事業を営んでいた期間の月数で除して計算し

た金額がその年分の試験研究費の額となり、また適用年前2年以内に事業を開始した個人については、その事業を開始した年以後の年分の試験研究費の額の合計額を、事業を開始した日の属する年から適用年までの年数で除して計算した金額となります（旧措法10⑥六、旧措令5の3⑩）。

(注3) 上記の「基準試験研究費の額」とは、適用年前2年以内の各年分の試験研究費の額のうち、最も多い額をいいます。この場合において、適用年前2年以内の各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、その年についてはその年分の試験研究費の額に12を乗じてこれをその年においてその事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額がその年分の試験研究費の額となります（旧措法10⑥七、旧措令5の3⑫）。

(注4) 上記の「増加試験研究費割合」とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法10④一）。

(注5) 上記の「超過税額控除割合」とは、その年分の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合をいいます（旧措法10④二）。

2 改正の内容

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の見直し

① 税額控除割合の見直し

イ 原則

税額控除割合が次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合とされました。

なお、この割合は、その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した日の属する年を除きます。）であるとき又は比較試験研究費の額が零であるときは、8.5%とすることとされています（措法10①）。

(イ) 増減試験研究費割合が5%超の場合

…… 9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3

- (ロ) 増減試験研究費割合が5%以下の場合
…… 9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1

(注1) 上記の「増減試験研究費割合」とは、増減試験研究費の額（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。）の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法10⑧二）。

(注2) 上記の「比較試験研究費の額」とは、上記1(4)(注2)の比較試験研究費の額をいいます（措法10⑧三）。

(注3) 上記(イ)に定める割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、10%を上限としています。

(注4) 上記(ロ)に定める割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、6%を下限としています。

ロ 税額控除割合の上限の特例

平成30年及び平成31年の2年間の時限措置として、税額控除割合の上限（原則：10%）を14%に引き上げる措置が講じられました（措法10①②）。

② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除額の上限の特例

平成30年及び平成31年の2年間の時限措置として、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、税額控除額の上限（原則：その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額）を、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額に、その年分の調整前事業所得税額にその年分の試験研究費割合から10%を控除した割合に2を乗じて計算した割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨て

た割合とし、10%を限度とします。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする措置が講じられました（措法10①⑤）。

(2) 中小企業基盤強化税制の見直し

① 増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例

平成30年及び平成31年の2年間の時限措置として、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例として、次の措置が講じられました。

イ 税額控除割合の特例

税額控除割合（原則：12%）が12% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3とされています（措法10③④一）。

(注) 上記の割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、17%を上限としています。

ロ 税額控除額の上限の特例

税額控除額の上限（原則：その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額）をその適用を受ける年分の調整前事業所得税額の35%相当額に引き上げています（措法10③④二）。

② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除額の上限の特例

平成30年及び平成31年の2年間の時限措置として、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、税額控除額の上限（原則：その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額）を、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の25%相当額に、その年分の調整前事業所得税額にその年分の試験研究費割合から10%を控除した割合に2を乗じて計算した割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、10%を限度とします。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする措置が講じられました（措法10③⑤）。

(注) 上記②の措置は、上記①ロの措置との選

択適用とされています（措法10⑤）。

(3) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度の見直し

特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するもの（上記1(3)(注)②イ、③イ、⑥、⑦）について、その費用の限定（改正前：原材料費、一定の人件費、一定の旅費、一定の経費及び外注費に限定）を廃止し、これらの研究に要した費用であってその個人が負担したものに係るものとされました（措規5の6⑫一・二イ・三・四）。

(注) 上記の改正と併せて、次のとおり、運用における明確化及び手続きの簡素化が行われています。

① 契約又は協定の変更前に支出した費用について、その契約又は協定に係るものであることが明らかであり、かつ、その費用の支出日とその契約又は協定の変更日が同一年分である場合には、特別試験研究費の対象となることが明確化されました。

② その年における特別試験研究費の額であることの相手方の確認について、従来は行うと解されていた費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととされました。

すなわち、相手方は、費用の明細書の内容によって、その年において発生したものであることの確認をすることとなります。

(4) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る特別税額控除制度の見直し

① 増加型の廃止

上記1(4)①の試験研究費の増加額に係る特別税額控除制度は適用期限（平成29年分）の到来をもって廃止されました（旧措法10④一）。

② 適用期限の延長等

上記①に伴い上記1(4)の試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%相当額を超える試

験研究費の額に係る特別税額控除制度については、平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る特別税額控除制度とされた上、その適用期限が平成31年まで2年延長されました。

なお、上記(1)②、(2)①ロ又は(2)②の特例の適用を受ける年においては、この制度の適用はできないこととされました（措法10⑦）。

(5) 試験研究費の範囲の見直し

上記1(1)(注1)の試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の①から④までに掲げるものの全てが行われる場合における次の①から④まで掲げるものに係る⑤及び⑥の費用が追加されました（措法10⑧一、措令5の3⑥⑦、措規5の6①②）。

① 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

② ①の収集に係る情報又は①の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために、これらの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理（情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいいます。）に関して必要な知識を有すると認められる者（⑤において「情報解析専門家」といいます。）により情報の解析を行う専用のソフトウェア（情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含みます。）を用いて行われる分析

③ ②の分析により発見された法則を利用した新たな役務の設計

④ ③の設計に係る③の法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用した新たな役務がその

目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

- ⑤ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（②の分析を行うために必要な専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する情報解析専門家に係るものに限ります。以下⑤において同じです。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相

当する部分を除きます。）に限ります。）

- ⑥ 他の者に委託をして試験研究を行う個人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（⑤に掲げる原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ります。）

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税について適用し、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則44①）。

二 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成23年6月30日から平成30年3月31日までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、これをその取得等をした日から1年以内に国内にあるその個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び新エネルギー利用設備等（下記（注）①）を電気事業法の電気事業の用に供した場合を除きます。）には、その用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてそのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法10の2①②）。

また、中小事業者で青色申告書を提出するものは、エネルギー環境負荷低減推進設備等（車両及び運搬具を除きます。）の取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（措法10の2③～⑤）。

（注）上記の「エネルギー環境負荷低減推進設備等」

とは、次の減価償却資産をいいます（旧措法10の2①、措令5の4①②、平23.6財務告219）。

- ① 新エネルギー利用設備等（太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当しないもの、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、下水熱利用設備、バイオマス利用装置）
- ② 二酸化炭素排出抑制設備等（コンバインドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車）

2 改正の内容

この制度の適用要件である「事業の用に供した場合」から除外される「新エネルギー利用設備等を電気事業法の電気事業の用に供した場合」が「新エネルギー利用設備等を電気事業法の発電事業者に該当する個人のうち、同法の小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者若しくは特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又はその有する発電用の同法の電気工作物の出力の合計が200万kWを超える者が発電の用に供した場合」とされました（措法10の2①、措規5の7）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする新エネルギー利用設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした新エネルギー利用設備等については従前どおりとされていま

す（改正法附則45）。

三 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は 所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下「中小事業者」といいます。）が、平成10年6月1日から平成29年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定機械装置等の基準取得価額の30%相当額の特別償却（供用年の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と基準取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧措法10の3①②⑤⑦⑧）。

また、中小事業者が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、その特定生産性向上設備等につき上記の特別償却及び特別税額控除の適用を受けないときは、供用年においてその特定生産性向上設備の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却。供用年の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と取得価額の10%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとする措置（特定生産性向上設備等に係る上乗せ措置）が設けられています（旧措法10の3③④⑥～⑧）。

（注1） 上記の「特定機械装置等」とは、次に掲げ

る減価償却資産をいい、「基準取得価額」とは次に定める価額をいいます（旧措法10の3①各号、旧措令5の5①～③⑤⑥、旧措規5の8①～⑥）。

① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの……その取得価額

② 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げる工具、器具及び備品で、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（次のイ、ロ、ニにあってはその年（その年が平成29年である場合には、同年1月1日から同年3月31日までの期間に限り。③において同じです。）において新たに取得若しくは製作をして国内にあるその中小事業者の指定事業の用（貸付けの用を除きます。③において同じです。）に供したもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上であるものに限り。③において同じです。）の取得価額の合計額が120万円以上となるものを含みます。）……その取得価額

イ 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含みます。）

ロ 電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限り。③において同じです。）のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除きます。）が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、デジタルタイザ、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限り。③において同じです。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含みます。）

又は電源装置を含みます。）

ハ インターネットに接続されたデジタル複合機（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき、紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能、外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能並びに記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能を有するものに限ります。）

ニ 試験又は測定機器

③ ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含むものとし、複製して販売するための原本、開発研究の用に供されるものその他次に掲げるものを除きます。))で、1のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（その年において新たに取得若しくは製作をして国内にあるその中小事業者の指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が70万円以上となるものを含みます。）……その取得価額

イ サーバー用オペレーティングシステムのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの（認証サーバー用オペレーティングシステム）以外のもの

ロ サーバー用仮想化ソフトウェアのうち、認証サーバー用仮想化ソフトウェア以外のもの

ハ データベース管理ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの（非認証データベース管理ソフトウェア）又はその非認証データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

ニ 連携ソフトウェア（情報処理システムから指令を受けて、その情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいいます。）のうち、次の(イ)の指令を日本工業規格X5731-8に基づき認証をする機能及び次の(イ)の指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

(イ) 日本工業規格X0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X4159に適合する言語を使用して記述された指令を受ける機能

(ロ) 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能

(ハ) その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、その情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能

ホ 不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

④ 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5t以上の普通乗用車……その取得価額

⑤ 内航海運業の用に供される船舶……その取得価額の75%相当額

(注2) 上記の「指定事業」とは、製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業及びガス業並びに小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除きます。）を

除きます。）のうち、性風俗関連特殊営業に該当しないものをいいます（旧措法10の3①、旧措令5の5④、旧措規5の8⑦）。

(注3) 上記の「特定生産性向上設備等」とは、生産等設備を構成する次に掲げる減価償却資産で、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等に該当するものをいいます（旧措法10の3③、旧措令5の5⑦⑧、旧措規5の8①～⑥）。

- ① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具、器具及び備品で、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（その年（その年が平成29年である場合には、同年1月1日から同年3月31日までの期間に限ります。）において新たに取得若しくは製作をして国内にあるその中小事業者の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供したもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が120万円以上となるものを含まます。）
- ③ ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含むものとし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除きます。））で、1のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（その年において新たに取得若しくは製作をして国内にあるその中小事業者の事業の用に供したソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が70万円以上となるものを含まます。）

2 改正の内容

(1) 特定生産性向上設備等に係る上乗せ措置の廃止

上記1の特定生産性向上設備等に係る上乗せ措置は、適用期限（平成29年3月31日）の到来

をもって廃止されました（旧措法10の3③④⑥⑦⑧、旧措令5の5⑦⑧⑩）。

(2) 特定機械装置等の対象資産の見直し

上記1（注1）の特定機械装置等の対象資産から器具及び備品が除外されました（措法10の3①一、措令5の5③、措規5の8①）。

(3) 税額控除額の上限の見直し

この制度、特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度及び特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除制度の税額控除額の上限について、これらの税額控除制度における控除税額の合計で、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の20%相当額とされました。

この場合において、これらの控除税額は次の①から⑥までの制度の順番で控除額を適用することとされています（措法10の3③④、10の5の2③④、10の5の3③④、措令5の5⑦⑧、5の6の2④⑤、5の6の3③④）。

- ① 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（供用年分）
- ② 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度（供用年分）
- ③ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（供用年分）
- ④ 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（繰越分）
- ⑤ 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度（繰越分）
- ⑥ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（繰越分）

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法10の3①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、個人が平成29年4月1日前に取得等をした上記1（注3）の特定生産性向上設備等については従前どおりとされています。なお、平成29年分の所得税においてこの特定生産性向上設備等につき受けるこの制度による所得税額の特別控除の控除税額は上記2(3)①の金額に含まれるものとされます（改正法附則46②③、改正措令附則5）。

(2) 上記2(2)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得等をした減価償却資産については従前どおりとされています（改正法附則46①）。

(3) 上記2(3)の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則43）。

四 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

1 制度の概要

青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定事業用機械等の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その承認地域経済牽引事業の用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る1の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、100億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。以下「基準取得価額」といいます。）の40%（建物等及び構築物については、20%）相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は

翌年分への繰越しが可能）とその基準取得価額の4%（建物等及び構築物については、2%）相当額（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度）の税額控除との選択適用ができることとされました（措法10の4）。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域経済促進法」といいます。）第24条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものとされています（措法10の4①③）。

(2) 適用期間

適用期間は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日から平成31年3月31日までの間とされています（措法10の4①③）。

（注） 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日は、同法の公布の日（平成29年6月2日）から起算して3月を超えない範囲内において

政令で定める日とされており（企業立地法改正法附則1）、この政令は今後定められる予定です。

(3) 適用対象事業

適用対象事業は、地域経済促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業とされています（措法10の4①③）。

(4) 適用対象区域

適用対象区域は、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る地域経済促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域とされています（措法10の4①③）。

(5) 適用対象資産

この制度の適用対象資産となる「特定事業用機械等」は、促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（地域経済促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいいます。以下同じです。）に従って特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一定の規模のものをいいます。以下同じです。）の新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物とされています（措法10の4①③）。

（注）上記の「一定の規模のもの」は、1の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものとされています（措法10の4①、措令5の5の2①）。

(6) 取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、適用対象者が、適用期間内に、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地

域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これをその承認地域経済牽引事業の用に供したときにおけるその承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用することができることとされています（措法10の4①）。

（注1）特定事業用機械等を貸付けの用に供した場合は、他の特別償却制度と同様に、承認地域経済牽引事業の用に供したときから除外されています。

（注2）事業を開始した日の属する年は、供用年から除外されています。

(7) 特別償却を選択する場合

納税者の選択により、個人が、適用期間内に、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これをその承認地域経済牽引事業の用に供したときは、供用年のその特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、その特定事業用機械等についての普通償却額と特別償却限度額（その特定事業用機械等の基準取得価額（その特定事業用機械等の取得価額をいいますが、その特定事業用機械等に係る1の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、100億円にその

特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいいます。以下同じです。）の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額とされています。）との合計額の範囲内の金額とすることができます（措法10の4①本文）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法10の4①ただし書）。

また、他の特別償却と同様に、供用年の特別償却限度額のうち、供用年分の必要経費に算入しなかった部分の金額（償却不足額）は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（措法10の4②）。

(8) 税額控除を選択する場合

納税者の選択により、個人が、適用期間内に、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これをその承認地域経済牽引事業の用に供したときは、上記(7)の特別償却を適用するときを除き、供用年分の総所得金額に係る所得税の額からその特定事業用機械等の基準取得価額の4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）相当額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができます（措法10の4③前段）。

なお、税額控除限度額がその個人の供用年分における調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、その調整前事業所得税額の20%相当額を限度とされています（措法10の4③後

段）。

(9) 特別償却の適用除外

上記(7)の特別償却は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、適用しないこととされています（措法10の4④）。

(10) 申告要件

① 特別償却を選択する場合

確定申告書に必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定事業用機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の4⑤）。

② 税額控除を選択する場合

確定申告書（控除の適用を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、税額控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額が限度とされます（措法10の4⑥）。

また、この税額控除の適用を受けた場合には、税額控除後の所得税額を確定申告書に記載することとされています（措法10の4⑦）。

3 適用関係

上記2の制度は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十）。

五 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けたものが、その認定を受けた日から2年以内に、その認定をした都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をして、これをその事業の用に供した場合には、その用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定建物等の取得価額の15%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する計画をいいます。以下同じです。）である場合には、25%）相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）とその認定を受けた日が次に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じそれぞれ次に定める金額（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度）の税額控除との選択適用ができることとされています（旧措法10の4）。

- ① 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成29年3月31日までの期間……特定建物等の取得価額の4%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、7%）相当額
- ② 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間……特定建物等の取得価額の2%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、4%）相当額

(注1) 上記の「地方活力向上地域」とは、その地

方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には地域再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいうこととされ、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する計画（拡充型計画）である場合には同号に規定する地方活力向上地域をいうこととされています（旧措法10の4①③一）。

(注2) 上記の「特定建物等」とは、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（1の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円（中小事業者にあつては、1,000万円）以上のものに限り、をいいます（旧措法10の4①、旧措令5の5の2①）。

(注3) 上記の「地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業」とは、東京23区から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業（移転型事業）をいい、その計画について次の要件が設けられていました（地域再生法17、地域再生法施行令11、地域再生法施行規則32、33）。

- ① 認定地域再生計画に適合するものであること。
- ② 常時雇用する従業員の数が10人（中小企業者の場合は、5人）以上であること。
- ③ その地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が10人以上（中小企業者の場合は、10人以上）であること。
- ④ ③の特定業務施設において増加させると

見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が東京23区にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

- ⑤ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 改正の内容

(1) 税額控除割合の見直し

上記1②に掲げる期間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた個人が税額控除を選択する場合の控除割合が上記1①に掲げる期間に認定を受けた個人と同様に、特定建物等の取得価額の4%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、7%）とされました（措法10の4の2③）。

(2) 移転型事業の認定要件の緩和

上記1（注3）④に掲げる移転型事業に係る地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定

要件について、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に、東京23区にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、その減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を東京23区にある他の事業所からその特定業務施設に転勤させる者とみなすこととされました（地域再生法施行規則33二）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成29年4月1日から施行されています（改正法附則1）。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成29年4月1日から施行されています（地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第15号）附則）。

六 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の3つの措置から構成されています。

(1) 特定地域基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人が、適用年（平成24年から平成30年までの各年に限ります。）において、雇用の増加に係る要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、40万円にその個人その適用年の特定地域基準雇用者数（その特定地域基準雇用者数とその個人その適用年の基準雇用者数（その適用年において下記(2)の措置の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額（下記(2)参照）の計算

の基礎となった地方事業所基準雇用者数（下記(2)（注2）参照）を控除した数。以下「調整基準雇用者数」といいます。）を超える場合には、その調整基準雇用者数）を乗じて計算した金額（適用年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額を限度）の税額控除ができることとされています（措法10の5①）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（措法10の5⑥）。

（注1）「適用年」とは、平成24年から平成30年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（下記(2)（注2）参照）について認

定を受けた個人にあっては、その認定を受けた日の属する年以後3年内の各年を含みます。）をいい、平成24年以後に事業を開始した個人はその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した日の属する年を除きます。）及びその事業を廃止した日の属する年を除きます（措法10の5④一）。

（注2）「雇用の増加に係る要件を満たす」とは、次の要件の全てを満たしていることをいいます（措法10の5①一～三）。

- ① 基準雇用者数が5人以上（中小事業者である場合には、2人以上）であることにつき証明がされたこと。
- ② 基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者の数が零であることにつき、証明がされたこと。
- ③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

（注3）「基準雇用者数」とは、適用年の12月31日における雇用者の数からその前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用に該当する者以外の者の数を減算した数をいい、「雇用者」とは、個人の使用人（その個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち一般被保険者に該当するものをいい、「一般被保険者」とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいい、「高年齢雇用者」とは、個人の使用人（その個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものをいいます（旧措法10の5④二～四）。

（注4）「特定地域基準雇用者数」とは、適用年の1月1日において地域雇用開発促進法第7条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（その適用年において下記(2)の措置の適用を受ける場合には、そ

の適用に係る特定業務施設を除きます。）においてその適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその事業所に勤務するものの数（その数がその事業所のみをその個人の事業所とみなした場合におけるその適用年の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④五）。

- ① その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- ② 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

（注5）「基準雇用者割合」とは、基準雇用者数の適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用に該当する者以外の者の数に対する割合をいいます（旧措法10の5④七）。

（注6）「給与等支給額」とは、給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額）をいい、「給与等」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち雇用者に対して支給するものをいいます（旧措法10の5④八・九）。

（注7）「比較給与等支給額」とは、個人の給与等の支給額のうち適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額。以下「適用年の前年分における給与等の支給額」といいます。）に、

その適用年の前年分における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の30%に相当する金額を加算した金額をいいます（旧措法10の5④十）。

（注8）「離職者に係る要件」とは、その適用年及びその適用年の前年において離職者がいないことをいい、「離職者」とは、その個人の都合による雇用対策法施行規則附則第8条第2項第4号に規定する労働者の解雇によって離職をした雇用者及び高年齢雇用者をいい、「離職」とは、雇用保険法第4条第2項に規定する離職をいいます（措法10の5⑥、旧措規5の9⑤）。

（2） 地方事業所基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるものが、適用年において、上記(1)（注2）①及び③の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、20万円（その個人が上記(1)（注2）②の要件を満たす場合には、50万円）にその個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を限度とします。）を乗じて計算した金額（以下「地方事業所税額控除限度額」といいます。なお、適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額（適用年において上記(1)の措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除制度による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先に適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）を限度とします。）の税額控除ができることとされています（措法10の5②）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（措法10の5⑥）。

（注1）「認定事業者」とは、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいいます（旧措法10の5②）。

（注2）「地方事業所基準雇用者数」とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）について計画の認定を受けた個人がその計画の認定に係る同条第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に従ってその計画の認定をした同条第1項に規定する認定都道府県知事（以下「認定都道府県知事」といいます。）が作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」といいます。）に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関するもの（拡充型計画）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④六）。

（3） 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち上記(2)の措置の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年で地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型計画に限ります。）の認定を受けた日の属する年以後の各年（基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除きます。）において雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、30万円に地方事業所特別基準雇

用者数を乗じて計算した金額（適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額（適用年において上記(1)の措置による税額控除、上記(2)の措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除制度による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先に適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）を限度）の税額控除ができることとされています（措法10の5③）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（措法10の5⑥）。

(注) 「地方事業所特別基準雇用者数」とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関するもの（移転型計画）に限ります。）について計画の認定を受けた個人のその適用年及びその適用年前の各年のうち、その計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のその個人がその計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従ってその計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数の合計数をいいます（旧措法10の5④十一）。なお、この移転型事業に係る地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定要件は前述（五2(2)）のとおり緩和されています。

2 改正の内容

上記1(2)の地方事業所基準雇用者数に係る措置の地方事業所税額控除限度額が次に掲げる金額の合計額とされました（措法10の5②）。

① 30万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月

31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、60万円）に、その個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を限度とします。以下同じです。）のうちその個人が受けた地域再生法第17条の2第3項の認定（以下「認定」といいます。）に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数（以下「特定新規雇用者数」といいます。）に達するまでの数を乗じて計算した金額（措法10の5②一）

イ その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

② 20万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、50万円）に、その個人が受けた認定に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（地方事業所基準雇用者数を限度とします。）として証明がされた数（以下「新規雇用者総数」といいます。）から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。以下同じです。）に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額（措法10の5②二）

③ 10万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月

31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、40万円）に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数を超える部分の数を乗じて計算した金額（措法10の5②三）

（注1） 上記①から③までの「証明がされた場合」とは、個人の事業所（その個人が2以上の事業所を有する場合には、その2以上の事業所のうち主たる事業所）の所在地を所轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付することにより証明がされた場合をいいます（措令5の6①⑤、措規5の9①）。

（注2） 上記①の「特定業務施設に勤務するもの数として証明がされた数」とは、個人が受けた認定に係る特定業務施設において適用年に新たに雇用された上記①イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するもの数について記載された書類（上記1(2)の措置の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定

所の長がその個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（その個人の雇用促進計画の達成状況のうちその個人が受けた認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限り、その写し）を確定申告書に添付することにより証明がされたその雇用者の数をいいます（措令5の6⑥、措規5の9②）。

（注3） 上記②の「特定業務施設に勤務するもの総数として証明がされた数」とは、個人が認定に係る特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するもの総数（地方事業所基準雇用者数を限度とします。）を超える場合には、その地方事業所基準雇用者数）について記載された上記（注2）の書類を確定申告書に添付することにより証明がされたその雇用者の総数をいいます（措令5の6⑦、措規5の9②）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税について適用し、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則47）。

七 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

特定中小事業者が、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に、経営改善設備の取得等をして、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）において経営改善設備の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年

分への繰越しが可能）と7%相当額（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）の税額控除との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の2）。

（注1） 上記の「特定中小事業者」とは、中小企業等経営強化法第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関並びに認定経営革新等支援機関が行う経営の改善に関する指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法

人（以下「認定経営革新等支援機関等」といいます。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた中小事業者で青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除きます。）をいいます（措法10の5の2①、措令5の6の2①）。

（注2） 上記の「経営改善設備」とは、認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に経営の改善に資する資産として記載された器具及び備品並びに建物附属設備で一定の規模のもの（器具及び備品にあっては1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの、建物附属設備にあっては、1の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの）をいいます（措法10の5の2①、措令5の6の2②）。

（注3） 上記の「指定事業」とは、次の①から②4までの事業のうち、風俗営業に該当する事業又は性風俗関連特殊営業に該当しないものをいいます（旧措法10の5の2①、措令5の6の2③、措規5の10②③）。ただし、この風俗営業に該当する事業からは、次の①9イの事業及び生活衛生同業組合の組合員が行う次の②0イの事業を除くこととされていることから、宿泊業のうち旅館業及びホテル業並びに料理店業その他の飲食店業のうち生活衛生同業組合の組合員が行う料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については、指定事業に該当することとされています（措規5の10②十三イ・十四イ③）。

- ① 卸売業
- ② 小売業
- ③ 農業
- ④ 林業
- ⑤ 漁業
- ⑥ 水産養殖業
- ⑦ 情報通信業
- ⑧ 一般旅客自動車運送業
- ⑨ 道路貨物運送業

- ⑩ 倉庫業
 - ⑪ 港湾運送業
 - ⑫ こん包業
 - ⑬ 損害保険代理業
 - ⑭ 不動産業
 - ⑮ 物品賃貸業
 - ⑯ 専門サービス業
 - ⑰ 広告業
 - ⑱ 技術サービス業
 - ⑲ 次の宿泊業
 - イ 旅館業及びホテル業
 - ロ イの宿泊業以外の宿泊業
 - ⑳ 次の料理店業その他の飲食店業
 - イ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業
 - ロ イの料理店業その他の飲食店業以外の料理店業その他の飲食店業
 - ㉑ 洗濯・理容・美容・浴場業
 - ㉒ その他の生活関連サービス業
 - ㉓ 社会保険・社会福祉・介護事業
 - ㉔ 次のサービス業以外のサービス業
 - イ 情報通信業
 - ロ 駐車場業
 - ハ 物品賃貸業
 - ニ 宿泊業
 - ホ 娯楽業（映画業を除きます。）
 - ヘ 医療業
 - ト 保健衛生
 - チ 社会保険・社会福祉・介護事業
- （※） 上記イからニまで及びチのサービス業については、それぞれ上記⑦、⑭、⑮、⑲及び㉓で対象とされています。

2 改正の内容

(1) 税額控除額の上限の見直し

この制度、中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度及び特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除制度の税額控除額の上限について、これらの税額控除制度における控除税額

の合計で、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の20%相当額とされました（措法10の5の2③④）。

（注）上記の改正について詳しくは前述「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正」の2(3)及び3(1)をご参照ください。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法10の5の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則43）。

八 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

1 制度の概要

特定中小事業者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をして、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却。供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と取得価額の10%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされました（措法10の5の3）。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

この制度の適用対象者となる「特定中小事業者」は、中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（措法10の3）の対象となる中小事業者（すなわち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人で青色申告書を提出する者です。）のうち、中小企業等経営強化法第13条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する中小企業者等に該

当するものとされています（措法10の5の3①）。

(2) 適用期間

この制度の適用期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間とされています（措法10の5の3①③）。

(3) 適用対象資産

この制度の適用対象資産となる「特定経営力向上設備等」は、生産等設備を構成する次に掲げる減価償却資産で、中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等（中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等で、上記(1)の特定中小事業者が受けた中小企業経営強化法第13条第1項の認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第14条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載されたものに限り、）に該当するものとされています（措法10の5の3①③、措令5の6の3①②、措規5の11①）。

- ① 機械及び装置で1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。以下(3)において同じです。）の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具、器具及び備品で1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ③ 建物附属設備で1の建物附属設備の取得価

額が60万円以上のもの

- ④ ソフトウェア（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（措法10の3）の対象となるソフトウェアに限ります。詳しくは前述「三 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正」の1（注1）③をご参照ください。）で1のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(4) 適用対象事業

この制度の適用対象事業となる「指定事業」は、中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の対象事業となる指定事業及び特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の対象事業となる指定事業とされています。詳しくは前述「三 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正」の1（注2）③及び前述「七 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正」の1（注3）をご参照ください（措法10の5の3①）。

(5) 特別償却を選択する場合

納税者の選択により、特定中小事業者が、適用期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、供用年のその特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、その特定経営力向上設備等についての普通償却額と特別償却限度額（特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）との合計額の範囲内の金額とすることができます。すなわち、取得価額まで即時償却できることとされています（措法10の5の3

①本文）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることはできません（措法10の5の3①ただし書）。

また、他の特別償却制度と同様に、供用年の特別償却限度額のうち、供用年分の必要経費に算入しなかった部分の金額（償却不足額）は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができますこととされています（措法10の5の3②）。

(6) 税額控除を選択する場合

納税者の選択により、特定中小事業者が、適用期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、その特定中小事業者が上記(5)の特別償却を適用しないときは、供用年分の総所得金額に係る所得税の額からその特定経営力向上設備等の取得価額の10%相当額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができます（措法10の5の3③前段）。

なお、その特定中小事業者の供用年における税額控除限度額がその特定中小事業者の供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額（中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度の供用年分の税額控除（措法10の3③）又は特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度の供用年分の税額控除（措法10の5の2③）の適用がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その調整前事業所得税額の20%相当額を限度とされています（措法10の5の3③後段、措令5の6の3④）。

また、税額控除限度額のうち、上記の限度を超えるため控除しきれなかった金額（繰越税額控除限度超過額）については、供用年の翌年（事業を廃止した日の属する年を除きます。）分の個人の総所得金額に係る所得税の額から控除

することができます（措法10の5の3④前段、⑤、措令5の6の3④）。

なお、その年分における繰越税額控除限度超過額が、その個人のその年分の調整前事業所得税額の20%相当額（この制度の供用年分の税額控除（措法10の5の3③）、中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度の供用年分又は繰越分の税額控除（措法10の3③④）若しくは特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度の供用年分の税額控除又は繰越分の税額控除（措法10の5の2③④）の適用がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その調整前事業所得税額の20%相当額が限度とされています（措法10の5の3④後段）。

（注） 上記の税額控除額の上限については前述「三中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正」の2(3)及び3(1)もご参照ください。

(7) 特別償却の適用除外

上記(5)の特別償却は、特定中小事業者が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、適用しないこととされています（措法10の5の3⑥）。

(8) 申告要件

① 特別償却を選択する場合

確定申告書に必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定経営力向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の5の3⑦）。

② 税額控除を選択する場合

確定申告書（控除を受ける金額を増加させ

る修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額又は繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額が限度とされます（措法10の5の3⑧⑨）。

また、この税額控除の適用を受けた場合には、税額控除後の所得税額を確定申告書に記載することとされています（措法10の5の3⑩）。

③ 添付書類

特定中小事業者が、上記①又は②の選択をする場合には、その減価償却資産につきその適用を受ける年分の確定申告書にその減価償却資産が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証するその特定中小事業者が受けた中小企業等経営強化法第13条第1項の認定（同法第14条第1項の規定による変更の認定を含みます。）に係る同法第13条第1項に規定する経営力向上計画の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写しを添付しなければならないこととされています（措法10の5の3⑪、措令5の6の3⑤、措規5の11②）。

3 適用関係

上記2の制度は、平成29年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

九 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成26年から平成30年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除きます。）における雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上である場合において、次の(1)及び(2)の要件を満たすときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、雇用者給与等支給増加額の10%相当額（その年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額を限度）の税額控除ができることとされています（旧措法10の5の3①）。

- (1) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。
- (2) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

(注1) 「雇用者給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法10の5の3①）。

(注2) 「雇用者給与等支給額」とは、この制度の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額。以下「給与等支給額」といいます。）をいい（旧措法10の5の3②三）、「国内雇用者」とは、この制度の適用を受ける個人の使用人（個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます（旧措法10の5の3②一、旧措令5の6の3⑤⑥）。

(注3) 「基準雇用者給与等支給額」とは、原則として、平成25年分の給与等支給額をいいます（旧措法10の5の3②四、旧措令5の6の3⑦～⑨）。

(注4) 「増加促進割合」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいいます（旧措法10の5の3②五）。

- ① 適用年が平成26年又は平成27年である場合…… 2%
- ② 適用年が平成28年である場合…… 3%
- ③ 適用年が平成29年である場合…… 4%（中小事業者である場合には、3%）
- ④ 適用年が平成30年である場合…… 5%（中小事業者である場合には、3%）

(注5) 「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年の前年分の給与等支給額（適用年の前年において事業を開始した場合（相続によりその事業を承継した場合を除きます。）には、その給与等支給額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいいます（旧措法10の5の3②六、旧措令5の6の3⑩⑪）。

(注6) 「平均給与等支給額」とは、適用年の継続雇用者（適用年及び適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。）に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の3②七、旧措令5の6の3⑫⑬）。

(注7) 「比較平均給与等支給額」とは、適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の3②八、旧措令5の6の3⑭⑮）。

2 改正の内容

(1) 中小事業者の税額控除限度額の見直し

中小事業者の税額控除限度額について、中小事業者で平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件を満たすものにあつては、雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその個人の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に12%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法10の5の4①)。

なお、上記の要件を満たさない中小事業者の税額控除限度額はこれまでどおり雇用者給与等支給増加額の10%相当額となります。

(注) 中小事業者の適用年に係る比較平均給与等支給額が零である場合には、上記の「平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること」との要件を満たさないものとされます(措令5の6の4⑬)。

(2) 中小事業者以外の個人の平均給与等支給額に係る要件及び税額控除限度額の見直し

中小事業者以外の個人の平均給与等支給額に

係る要件及び税額控除限度額について、次の見直しが行われました(措法10の5の4①)。

① 平均給与等支給額に係る要件の見直し

上記1(2)の要件が、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとされました(措法10の5の4①二)。

(注) 個人の適用年に係る比較平均給与等支給額が零である場合には、上記①の平均給与等支給額に係る要件を満たさないものとされます(措令5の6の4⑭)。

② 税額控除限度額の見直し

税額控除限度額について、雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその個人の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に2%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法10の5の4①)。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税について適用し、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正法附則48)。

十 特定設備等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、次の表の指定期間内に、同表の特定設備等の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、その用に供した年において、その特定設備等の取得価額の同表の特別償却割合相当額の特別償却(その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能)ができることとされています(措法11①②)。

	特定設備等の区分	特別償却割合	指定期間
(1)	公害防止用設備(指定物質等回収設備)で取得価額が300万円以上のもの	8%	平成24年4月1日～平成29年3月31日
(2)	① ②以外の外航船舶及び内航船舶	16%	平成25年4月1日(内航船舶は平成27年4月1日)～平成29年3月31日
	② 外航日本船舶及び高度環境負荷低減内航船舶	18%	

(注1) 公害防止用設備の特別償却の対象者は、中

小事業者とされています（措法11①表一）。

（注2）「外航船舶」とは、海洋運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす国際総トン数が1万トン以上のものをいいます（措法11①表二、旧措令5の8③～⑤⑦⑧、昭48.5大蔵告69、平27.3国土交通告473）。

（注3）「内航船舶」とは、沿海運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす総トン数300トン以上のものをいいます（措法11①表二、旧措令5の8③～⑤⑦⑧、昭48.5大蔵告69、平27.3国土交通告473）。

（注4）「外航日本船舶」とは、（注2）の外航船舶のうち、船舶法第1条に規定する日本船舶に該当するものをいい、「高度環境負荷低減内航船舶」とは、（注3）の内航船舶のうち環境への負荷の著しい低減に係る要件を満たすもの（いわゆるスーパーエコシップ等）をいいます（措法11①表二、旧措令5の8③～⑤⑦⑧、昭48.5大蔵告69、平27.3国土交通告473）。

2 改正の内容

次のとおり、各措置について見直しが行われるとともに、適用期限の延長が行われました。

(1) 公害防止用設備の特別償却の見直し

① 取得価額要件の引上げ

取得価額要件が600万円以上（改正前：300万円以上）に引き上げられました（措令5の8①）。

② 適用期限の延長

この措置の適用期限が、平成31年3月31日まで2年延長されました（昭48.5大蔵告69別表1）。

(2) 船舶の特別償却の見直し

① 環境への負荷の低減に係る要件の見直し

対象となる船舶の環境への負荷の低減に係る要件について、次の見直しが行われました

（平27.3国土交通告473）。

イ 対象となる上記1（注2）の外航船舶のうち海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶の二酸化炭素放出抑制指標の値に係る要件（EEDI要件）について、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成24年国土交通、環境省令第3号）における基準を踏まえ、その用途、大きさ、建造時期及び引渡時期に応じた見直しが行われました。

ロ 対象となる上記1（注3）の内航船舶の環境への負荷の低減に係る要件について次の見直しが行われました。

(イ) バルバスパウ又はバルプレス船首船型を有していることとする要件が追加されました。

(ロ) 総トン数2,000トン以上の内航船舶にあっては、熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用措置に限ります。）を有していることとする要件が追加されました。

ハ 対象となる上記1（注4）の高度環境負荷低減内航船舶について次の見直しが行われました。

(イ) 対象となる船舶に航海支援システム（気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する機能を有しているものに限ります。）を有している船舶が追加されました。

(ロ) 環境への負荷の著しい低減に係る要件における推進効率改良型船型からバルバスパウが除外されました。

② 適用期限の延長

この措置の適用期限が、平成31年3月31日まで2年延長されました（昭48.5大蔵告69別表2）。

(3) 自動車教習用貨物自動車の特別償却の追加

自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む青色申告書を提出する中小事業者で指定自動車教習所を設置するものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、その指定自動車教習所においてその学習支援業の用に供される自動車教習用貨物自動車の取得等をして、これをその中小事業者のその学習支援業の用に供した場合には、その用に供した年において、その自動車教習用貨物自動車の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされました（措法11①表三、措令5の8⑤、昭48.5大蔵告69別表3）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は普通償却額を下回ることはできません（措法11①ただし書）。

また、他の特別償却制度と同様に、供用年の特別償却限度額（その取得価額に特別償却割合（20%）を乗じて計算した金額をいいます。）のうち、供用年分の必要経費に算入しなかった部分の金額（償却不足額）は、翌年に繰り越して

必要経費に算入することができることとされています（措法11②）。

（注） 上記の「自動車教習用貨物自動車」とは、自動車教習の用に供するための大型自動車等以外の自動車で、車両総重量が3.5t以上7.5t未満のもの又は最大積載量が2t以上4.5t未満のものをいい、専ら貨物を運搬する構造の自動車に限ります。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、個人が平成29年4月1日前に取得等をする公害防止用設備について適用し、個人が同日前に取得等をした公害防止用設備については従前どおりとされています（改正措令附則6①）。
- (2) 上記2(2)①の改正は、平成29年4月1日から施行されています（平29.3国土交通告302附則）。
- (3) 上記2(3)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする自動車教習用貨物自動車について適用されます（改正法附則49①）。

十一 被災代替資産等の特別償却制度の創設

1 制度の概要

個人が、特定非常災害に係る特定非常災害発生日からその特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの間に、次の減価償却資産のうちその特定非常災害に基因してその個人の事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。）、構築物若しくは機械及び装置に代わる一定のものの取得等をして、これをその個人の事業の用（機械及び装置については貸付けの用を除きます。）に供した場合又は次の減価償却資産の取得等をして、これを被災区域及び被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用（機械及び装置については貸付けの用を除きます。）に供した場合には、その用に供した年において、これら

の減価償却資産の取得価額に、これらの減価償却資産の次の区分に応じたそれぞれ次の割合を乗じて計算した金額相当額の特別償却ができることとされました（措法11の3）。

- (1) 建物（その附属設備を含みます。）又は構築物（増築された建物（その附属設備を含みます。）又は構築物のその増築部分を含みます。）で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの……次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合
 - ① ②以外のもの……15%（中小事業者である場合には、18%）
 - ② その特定非常災害発生日の翌日から起算して3年を経過した日（以下「発災後3年経過日」といいます。）以後に取得又は建設をしたもの……10%（中小事業者である場合には、

12%)

(2) 機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの……次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

- ① ②以外のもの……30%（中小事業者である場合には、36%）
- ② 発災後3年経過日以後に取得又は建設をしたもの……20%（中小事業者である場合には、24%）

(注) この制度は、災害関連規定の常設化（詳しくは前掲の「**租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制関係）の改正**」の「三 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の2(1)をご参照ください。）の一環として、東日本大震災の際に措置された震災税法第11条の被災代替資産等の特別償却制度と同様の制度を租税特別措置法に設けたものです。

2 制度の内容

(1) 適用期間

適用期間は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に係る同項の特定非常災害発生日（以下「特定非常災害発生日」といいます。）からその特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの期間とされています（措法11の3①）。

(注) 上記の「特定非常災害」について詳しくは前掲の「**租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制関係）の改正**」の「三 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の2(3)の(注)をご参照ください。なお、平成28年4月14日に発生した熊本地震が同年5月2日に指定され、同年4月14日が特定非常災害発生日として定められています（平成二十八年熊本

地震による災害についての特定非常災害及びこれに対して適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）1）。

(2) 適用対象資産

この特例の適用対象資産となる「被災代替資産等」は、次の①及び②の減価償却資産とされています（措法11の3①）。

① 被災代替資産

被災代替資産は、建物、構築物並びに機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないもののうち、次に掲げる区分に応じ次に定めるものとされています（措法11の3①、措令6の2①）。

(注1) 建物には、その附属設備を含むこととされています。

(注2) 建物又は構築物には、増築された建物又は構築物のその増築部分を含むこととされています。

イ 建物……その個人が有する建物で特定非常災害に基因してその個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下「被災建物」といいます。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物

ただし、その建物の床面積がその被災建物の床面積の1.5倍を超える場合は、その1.5倍に相当する部分に限ることとされています。

ロ 構築物……その個人が有する構築物で特定非常災害に基因してその個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下「被災構築物」といいます。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物

ただし、その構築物の規模がその被災構築物とおおむね同程度以下のものに限ることとされています。

ハ 機械及び装置……その個人が有する機械及び装置で特定非常災害に基因してその個

人の事業の用に供することができなくなったもの（以下「被災機械装置」といいます。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置

ただし、その被災機械装置に比して著しく高額なもの、その被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他その被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除くこととされています。

② 被災区域等内供用資産

被災区域等内供用資産は、個人が、建物、構築物並びに機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作若しくは建設をして、これを被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合におけるこれらの減価償却資産とされています（措法11の3①）。

（注） 上記の「被災区域」とは、その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、個人が、適用期間内に、被災代替資産の取得又は製作若しくは建設をして、これをその個人の事業の用に供した場合又は建物、構築物並びに機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作若しくは建設をして、これを被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合におけるその事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用することができることとされています（措法11の3①）。

（注1） 上記の事業には、事業と称するに至らな

い建物又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含むこととされています（措令6の3①）。

（注2） 被災代替資産等のうち、機械及び装置にあっては、事業の用から貸付けの用が除外されています。

（注3） その個人の事業の用に供した場合から、所有権移転外リース取引により取得した建物、構築物並びに機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものをその事業の用に供した場合が除外されています。

(4) 特別償却の適用

① 特別償却限度額

特別償却限度額は、その被災代替資産等の取得価額に、その被災代替資産等の次に掲げる区分に応じ次に定める割合を乗じて計算した金額とされています（措法11の3①）。

イ 建物又は構築物で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの……次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

(イ) (ロ)以外のもの……15%（中小事業者である場合には、18%）

(ロ) 発災後3年経過日以後に取得又は建設をしたもの……10%（中小事業者である場合には、12%）

ロ 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの……次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

(イ) (ロ)以外のもの……30%（中小事業者である場合には、36%）

(ロ) 発災後3年経過日以後に取得又は建設をしたもの……20%（中小事業者である場合には、24%）

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることはできません（措法11の3①ただし書）。

② 特別償却不足額がある場合

他の特別償却制度と同様に、供用年の特別償却限度額のうち、供用年分の必要経費に算入しなかった部分の金額（償却不足額）は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができることとされています（措法11の3②、11②）。

(5) 申告要件等

この制度は、確定申告書に、この制度により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り適用することとされています（措法11の3③）。

ただし、確定申告書の提出がなかった場合又は上記の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合であっても、やむを得ない事情があると認められるときは、事後的にその提出等があれば、適用が認められます（措法11の3④）。

3 適用関係

上記2の制度は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則43）。

なお、平成28年分についてこの制度を適用したならば被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産（減価償却資産に関する特例を定めている次の①から⑥までに掲げる規定の適用を受ける

ものを除きます。以下「特例被災代替資産等」といいます。）については、平成29年においてその特例被災代替資産等を有する場合には、同年分の所得税において、その特例被災代替資産等に係る上記2(4)①の特別償却限度額に相当する金額を上記2(4)②の必要経費に算入することができる償却不足額とみなしてこの制度を適用することができることとされています（改正法附則49②、改正措令附則6②）。

- ① 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」といいます。）第19条各号に掲げる規定
- ② 新租税特別措置法第24条の3第1項、第28条の2第1項、第28条の3第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）、第33条、第33条の2第1項若しくは第2項、第33条の3第2項、第4項若しくは第6項、第37条、第37条の4又は第37条の5第1項の規定
- ③ 震災税特法第12条第1項の規定
- ④ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」といいます。）第19条各号に掲げる規定
- ⑤ 旧租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定
- ⑥ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第19条各号に掲げる規定

十二 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は次の(1)及び(2)によって構成されています。

(1) 特定地域における工業用機械等の特別償却

青色申告書を提出する個人が、適用期間内に、特定地域内において特定事業の用に供する設備

で一定の規模のものの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る工業用機械等の取得等をして、これをその特定地域内においてその個人の特定期間の用に供したときは、その用に供した年においてその工業用機械等の取得価額の特別償却割合相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができ

ることとされています（措法12①②、11②）。

とされています（措法12、措令6の3、措規5の14）。

この制度の特定地域、適用期間、特定事業、工業用機械等及び特別償却割合は、次のとおり

特定地域	適用期間	特定事業	工業用機械等	特別償却割合
① 過疎地域（下記②の制度の対象となる地区を除きます。）	公示の日から平成29年3月31日まで	製造の事業等	一定の機械及び装置	10%
			一定の建物及びその附属設備	6%
② 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域	計画の提出の日から平成29年3月31日まで	製造の事業等	機械及び装置並びに一定の器具及び備品	34%
			一定の建物及びその附属設備	20%
③ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域	計画の提出の日から平成29年3月31日まで	製造の事業等	機械及び装置	50%
			一定の建物及びその附属設備	25%
④ 沖縄の経済金融活性化特別地区	計画の認定の日から平成29年3月31日まで	特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置並びに一定の器具及び備品	50%
			建物及びその附属設備	25%
⑤ 沖縄の離島の地域	離島の指定等の日から平成29年3月31日まで	旅館業	一定の建物及びその附属設備	8%

（注1） 適用期間内に過疎地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった等の日までの期間が適用期間とされています（措令6の3①各号）。

（注2） 上記の表の①に係る措置の特定事業は、具体的には、製造の事業、旅館業及び商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業とされています（措令6の3④）。また、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業の用に供する設備の新增設をする場合の適用期間の初日は、公示の日ではなく平成22年4月1日とされています（措令6の3①一）。

（注3） 上記の「一定の規模」とは、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定めるものとされています（措法12①、措令6の3②）。

- 1 上記の表の①に係る措置……1の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるもの
- 2 上記の表の②から④までに係る措置……次に掲げるいずれかの規模のもの
 - (1) 1の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
 - (2) 機械及び装置並びに器具及び備品（上記の表の③に係る措置については、機械及び装置）で、1の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの
- 3 上記の表の⑤に係る措置……1の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

(2) 特定地域における産業振興機械等の割増償却
青色申告書を提出する個人（次の表の④に係る措置にあっては、中小事業者）が、適用期間内に、特定地域内において指定事業の用に供する設備で一定の規模のものの取得等をする場合において、その取得等をした設備をその特定地域内においてその個人の指定事業の用に供したときは、その用に供した年から5年間（その用に供している期間

に限ります。）、その設備に係る産業振興機械等（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいい、所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。以下同じです。）が、次の表の①から③の指定事業の用に供される設備を構成するものである場合にはその産業振興機械等の普通償却額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%）相当額の、その設備に係る産業振興機械等が同表の④の指定事業の用に

供される設備を構成するものである場合にはその産業振興機械等の普通償却額の24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）がで

きることとされています（旧措法12③④）。

この制度の特定地域、適用期間及び指定事業は、次のとおりとされています（措法12、措令6の3、措規5の14）。

特定地域	適用期間	指定事業
① 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	計画期間の初日から平成29年3月31日まで	製造業等のうち、認定半島産業振興促進計画に記載された事業
② 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区	平成25年4月1日から平成29年3月31日まで	製造業等のうち、その特定地域に係る産業投資促進計画に記載された事業
③ 奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	計画期間の初日から平成29年3月31日まで	製造業等のうち、認定奄美産業振興促進計画に記載された事業
④ 振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区（上記①の対象となる地区を除きます。）	計画期間の初日から平成29年3月31日まで	地域資源を活用する製造業等のうち、特定山村振興計画に記載された事業

（注1） 適用期間内に半島振興対策実施地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった等の日までの期間が適用期間とされています（措令6の3⑫各号）。

（注2） 上記の「一定の規模」とは、その構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である1の設備とされています（措令6の3⑮⑰⑱⑲）。

2 改正の内容

(1) 過疎地域に係る措置の改正

① 対象事業の見直し

上記1(1)の表の①の過疎地域に係る措置の対象となる特定事業に農林水産物等販売業が追加されるとともに、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業（コールセンター業）が除外されました。

これに伴い、農林水産物等販売業の対象資産となる建物及びその附属設備について、コールセンター業の対象資産からは除外されていた工場用建物等を含むこととされました（措令6の3④三⑤三、旧措規5の14②）。

（注） 上記の「農林水産物等販売業」とは、過疎地域内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に過疎地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。

② 適用期限の延長

上記1(1)の表の①の過疎地域に係る措置の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措令6の3①一）。

（注） あわせて上記①の農林水産物等販売業の用に供する設備の新增設をする場合の適用期間の開始日が、上記1(1)の表の①の公示の日又は平成29年4月1日のいずれか遅い日とされました。

(2) 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置等の適用期限の延長

上記1(1)の表の②から⑤の沖縄の産業高度化・事業革新促進地域、沖縄の国際物流拠点産業集積地域、沖縄の経済金融活性化特別地区及び沖縄の離島の地域に係る措置並びに上記1(2)の表の①から④の半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島及び振興山村に係る措置の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法12③、措令6の3①二～五⑫各号）。

3 適用関係

上記2(1)①の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする工業用機械等について適用し、

個人が同日前に取得等をした工業用機械等については従前どおりとされています（改正措令附則6③）。

十三 医療用機器の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から平成29年3月31日までの間に、医療用機器の取得等をして、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した年において、その医療用機器の取得価額の12%相当額の特別償却（その用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法12の2①②、11②）。

（注）上記の「医療用機器」とは、1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式）の取得価額が500万円以上の医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、次に掲げるものをいいます（措令6の4）。

- ① 高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの（平21.3厚生労働告248）
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの（①に掲げるものを除きます）。

2 改正の内容

(1) 対象機器の見直し

対象となる上記1（注）①の医療用機器について、次の見直しが行われました（平21.3厚生労働告248）。

① 追加（14機器）

対象機器に次の機器が追加されました。

内視鏡用テレスコープ、内視鏡用光源・プロセッサ装置、PDT半導体レーザー、エキシマレーザー血管形成器、心臓カテーテル用検査装置、多相電動式造影剤注入装置、視覚誘発反応刺激装置、房水・フレアセルアナライザ、光学式眼内寸法測定装置、眼科用電気手術器、血液凝固分析装置、酵素免疫測定装置、尿沈渣分析装置及び気管支サーモプラスチック用カテーテルシステム

② 除外（29機器）

対象機器から次の機器が除外されました。

超音波眼軸長測定装置、ビデオ軟性食道鏡、ビデオ軟性咽頭鏡、ビデオ軟性脊椎鏡、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡、ビデオ軟性腰椎鏡、ビデオ軟性涙道鏡、ビデオ軟性乳管鏡、ビデオ軟性形成外科用内視鏡、ビデオ軟性脊椎鏡、ビデオ軟性卵管鏡、ビデオ軟性関節鏡、ビデオ軟性縦隔鏡、ビデオ軟性血管鏡、ビデオ軟性膝管鏡、ビデオ軟性動脈鏡、ビデオ軟性膀胱鏡、超音波軟性大腸鏡、送気送水機能付外部電源式内視鏡用光源装置、送気送水機能付バッテリー式内視鏡用光源装置、自動染色装置、軟性腹腔鏡、腹腔鏡キット、超音波硬性腹腔鏡、超音波軟性腹腔鏡、体外循環用血液学的パラメータモニタ測定セル、ヘパリン使用体外循環用血液学的パラメータモニタ向け測定セル、据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置及び高周波処置用能動器具

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法12の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成29年4月1日から適用されています（平29.3厚生労働告167前文）。

十四 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の創設

1 制度の概要

青色申告書を提出する個人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に同法の事業再編計画の認定を受けた個人に限ります。）であるものが、その認定事業再編計画の実施期間内において、事業再編促進機械等の取得等をして、これをその個人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その事業再編促進対象事業の用に供した年から5年間（その用に供している期間に限ります。）、その事業再編促進機械等の普通償却額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされました（措法13の3）。

第3項第2号の実施期間とされています（措法13の3①）。

(3) 適用対象資産

この制度の適用対象資産となる「事業再編促進機械等」は、認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物とされています（措法13の3①）。

（注）上記の「事業再編促進設備等」とは、農業競争力強化支援法第18条第5項に規定する事業再編促進設備等をいいます。具体的には、農業資材又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等で、事業再編の促進に特に資する一定のものとされています。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

この制度の適用対象者は、青色申告書を提出する個人で農業競争力強化支援法の施行の日から平成31年3月31日までの間に同法第18条第1項の認定を受けた同法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者であるものとされています（措法13の3①）。

(4) 適用対象事業

この制度の適用対象事業となる「事業再編促進対象事業」とは、農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業とされています（措法13の3①）。

(2) 適用期間

この制度の適用期間は、農業競争力強化支援法第18条第1項の認定に係る事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のものとし、以下「認定事業再編計画」といいます。）に係る同法第18条

(5) 取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、個人が、その認定事業再編計画の実施期間内において、事業再編促進機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は事業再編促進機械等を製作し、若しくは建設して、これをその個人の事業再編促進対象事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したその事業再編促進機械等をその事業再編促進対象事業の用に供した場合を除きます。）に適用する

こととされています（措法13の3①）。

(6) 適用対象となる年

この制度の適用対象となる年は、取得等をした事業再編促進機械等をその個人の事業再編促進対象事業の用に供した日以後5年間（その認定事業再編計画について認定の取消しがあった場合には、同日からその認定の取消しがあった日までの期間）で、その用に供している期間に限ることとされています（措法13の3①）。

(7) 割増償却の適用

① 割増償却限度額

割増償却限度額は、事業再編促進機械等の普通償却額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額とされています（措法13の3①）。

なお、他の割増償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法13の3①ただし書）。

② 割増償却不足額がある場合

他の割増償却制度と同様に、償却不足額は翌年分への繰越しができることとされています（措法13の3②、13②）。

(8) 申告要件

この制度は、確定申告書に、この制度により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、その適用を受ける事業再編促進機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法13の3③、11③）。

また、取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物につきこの制度の適用を受ける最初の年分の確定申告書には、一定の書類を添付しなければならないこととされています（措令6の7）。

（注）上記の「一定の書類」は、今後公布される財務省令において「その適用に係る事業再編促進機械等が記載された事業再編計画の写し及びその事業再編計画に係る認定書の写し」が定められる予定です。

3 適用関係

上記2の制度は、農業競争力強化支援法の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十一）。

（注）農業競争力強化支援法の施行の日は、同法の公布の日（平成29年5月19日）から起算して3月以内の政令で定める日とされており、この政令は今後定められる予定です。

十五 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日（平成13年8月5日）から平成29年3月31日までの間に、新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅の取得等をして、これをその個人の賃貸の用に供した場合には、その用に供した年から5年間（その用に供している期間に限ります）、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅の普通償却額の10%（耐用年数が35年以上であるものについては、14%）相当額の割増償却ができるこ

ととされています（旧措法14①）。

2 改正の内容

この制度は、適用期限（平成29年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法14、旧措令7、旧措規6）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成29年4月1日前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については従前どおりとされています（改正法附則

49③、改正措令附則6④、改正措規附則3①）。

十六 特定都市再生建築物等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、昭和60年4月1日から平成29年3月31日までの間に、新築された特定都市再生建築物等の取得等をして、これをその個人の事業（一定の貸付けを含みます。）の用に供した場合には、その事業の用に供した年から5年間（その用に供している期間に限ります。）、その特定都市再生建築物等の普通償却額の50%（下記（注）①口の地域内で整備される建築物又は下記（注）②の建築物及び構築物にあつては30%、下記（注）③の構築物にあつては10%）相当額の割増償却（その年分の必要経費に算入しなかつた償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法14の2①③、措法13②、旧措令7の2①）。

（注）上記の「特定都市再生建築物等」とは、次の

①の建築物に係る建物及びその附属設備、次の②の建築物に係る建物及びその附属設備並びに次の②の構築物並びに次の③のものをいいます（旧措法14の2②、旧措令7の2②～⑤、旧措規6の2①～③）。

① 次の地域内において、都市再生特別措置法の認定計画（国家戦略特別区域法による認定を受けた区域計画を含みます。）に基づいて行われる都市再生事業（一定の要件を満たすものに限ります。）により整備される一定の建築物

イ 特定都市再生緊急整備地域

ロ 都市再生緊急整備地域（上記イに該当する地域を除きます。）

なお、上記の「一定の要件を満たすもの」とは、次のハ及びニ又はハ及びホを満たすものをいいます（旧措令7の2②）。

ハ 都市再生事業の施行される事業区域内に地上階数10以上又は延べ面積が50,000㎡以上

の建築物が整備されること。

ニ 事業区域内に整備される公共施設の用に供される土地の面積の事業区域の面積のうちに占める割合が30%以上であること。

ホ 都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が10億円以上であること。

② 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物及び構築物

③ 下水道法の浸水被害対策区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用を図るための雨水を貯留する一定の構築物（雨水貯留利用施設）（これと併せて設置される一定の減菌装置及びろ過装置を含みます。）

2 改正の内容

(1) 適用要件の見直し

上記1（注）①の都市再生特別措置法の認定計画等に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、上記1（注）①口の地域内において行われる都市再生事業の要件のうち、その都市再生事業の施行される事業区域内に整備される建築物の延べ面積の要件（上記1（注）①ハ）が75,000㎡以上（改正前：50,000㎡以上）に引き上げられました（措令7②一）。

なお、上記1（注）①イの地域内において行われる都市再生事業の要件のうち、その都市再生事業の施行される事業区域内に整備される建築物の延べ面積の要件は、引き続き50,000㎡以上とされています。

(2) 適用対象となる措置の除外

この制度の適用対象から、上記1（注）②の

中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置が除外されました（旧措法14の2②二、旧措令7の2④⑥、旧措規6の2②④二）。

(3) 適用対象資産の見直し

上記1（注）③の雨水貯留利用施設に係る措置の適用対象資産から雨水貯留利用施設と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置が除外されました（旧措法14の2②三、旧措規6の2③）。

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法14①）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする建築物について適用し、個人が同日前に取得等をした建築物については従前どおりとされています（改正措令附則6⑤）。
- (2) 上記2(2)の改正は、個人が平成29年4月1日前に取得等をした建築物及び構築物については従前どおりとされています（改正法附則49⑤、改正措令附則6⑥、改正措規附則3②）。
- (3) 上記2(3)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得等をする雨水貯留利用施設について適用し、個人が同日前に取得等をした雨水貯留利用施設については従前どおりとされています（改正法附則49④⑤、改正措令附則6⑥、改正措規附則3②）。

十七 農業経営基盤強化準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けたものが、平成19年4月1日から平成29年3月31日までの期間内の日の属する各年において、一定の交付金又は補助金の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、一定の

金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法24の2①）。

2 改正の内容

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました（措法24の2①）。

十八 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 農業を営む個人が、昭和56年から平成29年までの各年において、次の肉用牛を次の売却方法により売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（売却価額が100万円未満（一定の交雑牛に該当する場合には80万円未満、一定の乳牛に該当する場合には50万円未満）である肉用牛に該当するもの等をい

す。）に該当するものであり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるときは、その売却により生じた農業所得に対する所得税を免除することとされています（旧措法25①）。

- ① その飼育した肉用牛を家畜市場、中央卸売市場等において売却した場合
- ② その飼育した生産後1年未満の肉用牛を農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち一

定のものに委託して売却した場合

(2) 農業を営む個人が、昭和56年から平成29年までの各年において、上記①又は②の肉用牛を上記①又は②の売却方法により売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象牛が含まれているとき（その売却した肉用牛の全てが免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含みます。）は、次のいずれかの方法により課税することとされています（措法25②）。

① 免税対象飼育牛については免税とし、免税対象飼育牛以外のものについてはその売却価額の5%課税を適用

② 免税対象飼育牛の売却による所得を含めて通常の総合課税を適用

2 改正の内容

現下の畜産経営をとりまく状況を踏まえ、この特例の適用期限が平成32年まで3年延長されました（措法25①）。

（注） この特例については、上記の改正のほか、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の附則においてこの制度の対象となる肉用牛の定義に係る規定の整備（措法25③）が、畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第7号）において上記1(1)①の市場の範囲に係る規定の整備（措令17②）がそれぞれ講じられています。

十九 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成24年から平成30年までの各年において、森林法の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林の伐採又は譲渡をした場合には、その収入金額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については、10%）相当額を控除することができることとされています（措法30の2①②）。

（注1） 上記の「森林経営計画」とは、一体的なまとまりを持った森林において計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした森林法の計画をいいます。具体的には、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者は、同法の定めるところにより、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、その森林の施業及び保護について5年を1期として定めた森林経営計画について市町村の長等の認定を受けることができる（森林法11）こととされ、その認定を受けた場合にはその認定を受けた森林経営計画に従って伐採、造林を行うことが求

められます。この結果、森林の伐採量及び伐期が制限されることとなります。

（注2） 上記の「収入金額」とは、その伐採又は譲渡に関し、伐採費、運搬費、仲介手数料その他の費用を要したときは、これらの費用を控除した金額とされています。

（注3） 山林所得の概算経費控除（措法30）を適用しない場合の上記の控除額は収入金額の50%から必要経費を控除した残額が限度とされています。

2 改正の内容

(1) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正による森林経営計画の認定の特例の創設

森林法の森林経営計画の認定を受けた意欲のある森林所有者等が、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「木安法」といいます。）の事業計画を活用し、①大口での取引を通じて経営基盤の安定を図り、②近隣の森林の購入や施業の受託を拡大することで更なる森林の集約化を図ることにより、森林経営の規模を拡大し、原木の供給力の増大を図る観点か

ら、その事業計画の認定を受けた者がその認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」といいます。）の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するもの（以下「対象森林」といいます。）につき森林経営計画の認定又は変更の認定の請求をした場合の森林経営計画の認定基準を緩和すること等を内容とする「森林法等の一部を改正する法律案」が第190回通常国会に提出され、平成28年5月13日に成立し、同月20日に法律第44号として公布され、平成29年4月1日から施行されています。

これにより、森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、成長量を伐採することを基本とする森林法の植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準（森林法施行規則38）に代えて、森林の林業的利用の合理化を図るために必要なものとして、成長量を伐採することを基本としつつ、標準伐期齢を超えた森林（特に高齢林）の早期伐採を可能とする基準（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則4）によりその対象森林に係る森林経営計画の判定をする森林経営計画の認定の特例及び森林経営計画の変更の特例（以下「木安法の森林経営計画の認定の特例」といいます。）が設けられています（木安法8、9）。

（注1） 上記の「事業計画」とは、森林所有者等と木材利用事業者等とが共同して作成する木材の安定的取引の確立を内容とする計画をいいます。

（注2） 上記の「公益的機能別施業森林区域」とは、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能の別に応じて、森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小など、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村が市町村森林整備計画において定める区域をいいます。

（2） 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正

上記(1)のとおり設けられた新たな基準の下においても、森林の伐採量及び伐期が制限されることを踏まえ、この制度の対象となる森林経営計画に、木安法の森林経営計画の認定の特例により認定又は変更認定された森林経営計画が加えられました（措法30の2①）。

（参考1） 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）

（森林経営計画の認定の特例）

第8条 認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であって森林法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域（次条第2項において「公益的機能別施業森林区域」という。）以外の区域内に存するものにつき同法第11条第1項の規定による認定の請求をした同項に規定する森林経営計画（次条において「森林経営計画」という。）については、同法第11条第5項第2号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業による同法第2条第1項の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（森林経営計画の変更の特例）

第9条 森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下この条において「認定森林所有者等」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画（その変更につき同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第4条第1項又は第5条第1項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林

経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長（同法第19条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第4項において同じ。）に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

- 2 前項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法第12条第3項中「前2項」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第9条第1項」と、「変更が適当である」とあるのは「変更が適当である」と、同項第2号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業による同法第2条第1項の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 第1項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（前項に規定するものを除く。）については、森林法第12条第3項中「前2項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第9条第1項」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 市町村の長は、認定森林所有者等が第1項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を取り消すことができる。

（参考2） 木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成8年農林水産省令第

58号）

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準の特例）

- 第4条 認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項の規定による認定の請求をした森林経営計画及び法第9条第1項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第38条第2号の規定は適用せず、同条第1号中「森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「森林」と、同条第9号中「材積（当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第3の算式により算出される材積を超える場合にあつてはその算出される材積に付録第4に規定する超過伐採予定森林について付録第4の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積（以下「調整材積」という。）の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第4に規定する調整対象森林を含む場合にあつては付録第3の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積）」とあるのは「材積」と、同令付録第3中「 $((Z + ((Vw - Vn) / T))) \times 5$ 」とあるのは「 $((Z + \sum ((Vwi - Vni) / Ti))) \times 5$ 」と、「 Vw 」とあるのは「 Vwi 」と、「おける」とあるのは「おける樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「 Vn は、」とあるのは「 Vni は、

樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Tは、」とあるのは「Tiは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは「(当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値(当該数値が10を超えない場合

には、10))」と読み替えて、同条第1号及び第9号並びに同令付録第3の規定を適用する。

3 適用関係

上記2(2)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に行う伐採又は譲渡について適用し、個人が同日以前に行った伐採又は譲渡については従前どおりとされています(改正法附則50)。

二十 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 非課税制度の概要

個人から法人に対して贈与又は遺贈(以下「贈与等」といいます。)により資産の移転があった場合には、原則としてその贈与等のあった時における価額(時価)相当額によってその資産の譲渡があったものとみなされて、所得金額が計算されます(所法59①一)。

この特例として、国又は地方公共団体に対し財産の贈与等があった場合には、その財産の贈与等はなかつたものとみなすこととされ、譲渡益に相当する部分については所得税が課されないこととされています(措法40①前段)。

また、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人(法人税法に定める非営利型法人に該当する一定の一般社団法人及び一般財団法人をいいます。)その他の公益を目的とする事業(以下「公益目的事業」といいます。)を行う法人(外国法人に該当するものを除きます。以下「公益法人等」といいます。)に対する財産(国外にある土地等を除きます。以下同じです。)の贈与等(その公益法人等を設立するためにする財産の提供を含みます。以下同じです。)で、その贈与等が一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認(以下「非課税承認」といいます。)

す。)を受けた場合にも、同様に、その財産の贈与等はなかつたものとみなすこととされ、譲渡益に相当する部分については所得税が課されないこととされています(措法40①後段)。

この場合の「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいいます(措法40①後段、措令25の17⑤)。

- ① その贈与等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- ② その贈与等に係る財産又は代替資産が、原則として、その贈与等があった日以後2年以内に、その公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。
- ③ その公益法人等に対して財産の贈与等をする事により、その贈与等をした者の所得税の負担を不当に減少させ、又はこれらの者の親族その他これらの者と特別の関係がある者(以下「親族等」といいます。)の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

(注) その贈与等が法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人(試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営若しくは介護老人保健施設若しくは博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館の設置及び管理

を主たる目的とするもの又は公立大学法人に
限ります。）又は日本司法支援センターに対す
るものである場合には、上記②の要件のみと
されています（措法40①後段、措令25の17⑤）。
また、一定の条件を満たす場合には上記③の
要件に該当することとされています（措令25
の17⑥）。

(2) 代替資産の範囲

上記(1)②の「代替資産」とは、贈与等に係る
財産につき次に掲げる場合に該当する場合にお
けるその譲渡の収入金額の全部に相当する金額
をもって取得するそれぞれ次に定める資産をい
います（措法40①後段、旧措令25の17③、旧措
規18の19②③）。

- ① その財産につき収用等又は換地処分等によ
る譲渡があった場合……その財産に係る収用
等に係る代替資産又は換地処分等に係る交換
取得資産
- ② その贈与等に係る公益法人等の公益目的事
業の用に直接供する施設につき災害があった
場合において、その復旧を図るためにその財
産を譲渡したとき……災害を受けた施設（災
害により滅失した場合には、その施設に代わ
るべきその施設と同種の施設）の用に供する
減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利
- ③ その贈与等に係る公益法人等の公益目的事
業の用に直接供する施設（その財産をその施
設の用に供しているものに限り、）にお
けるその公益目的事業の遂行が、公害により、
若しくはその施設の所在場所の周辺において
風俗営業が営まれることとなったことにより
著しく困難となった場合、又はその施設の規
模を拡張する場合において、その施設の移転
をするためその財産を譲渡したとき……移転
後の施設の用に供する減価償却資産、土地及
び土地の上に存する権利
- ④ その財産につき株式交換又は株式移転によ
る譲渡があった場合……その株式交換により
取得する株式交換完全親法人の株式（出資を

含みます。以下④において同じです。）若し
くは親法人（その株式交換完全親法人との間
にその株式交換完全親法人の発行済株式の全
部を保有する一定の関係のある法人をいいま
す。）の株式又はその株式移転により取得す
る株式移転完全親法人の株式

- ⑤ 国又は地方公共団体に贈与する目的で資産
の取得等をする場合において、その資産の取
得等の費用に充てるためにその財産を譲渡し
たとき……国又は地方公共団体に贈与する目
的で取得等をする資産で、その取得等の後直
ちに国又は地方公共団体に贈与されるもの
- ⑥ その財産のうち下記(3)の私立大学等を設置
する学校法人に対する財産の贈与等に係る国
税庁長官の承認手続の特例（以下「承認手続
の特例」といいます。）の適用を受けた贈与
等に係るものでその学校法人の基本金に組み
入れる方法により管理されていたものを譲渡
したとき……その譲渡をした財産に代わるべ
き資産としてその譲渡による収入金額の全額
をもって取得する資産で、その資産につき一
定の方法により基本金に組み入れることがそ
の学校法人の理事会において決定されたもの
（その決定をした旨又は決定事項等が議事録
等に記載されているものに限り、）
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる場合に準ずるや
むを得ない理由として国税庁長官が認める理
由により贈与等に係る財産の譲渡をしたとき
……その財産の譲渡による収入金額の全額を
もって取得した減価償却資産、土地、土地の
上に存する権利及び株式で国税庁長官が認め
たもの

(3) 私立大学等を設置する学校法人に対する財産 の贈与等に係る国税庁長官の承認手続の特例

① 承認手続の特例の概要

その贈与等が、法律の規定により自主的に
財政基盤の強化を図るべきこととされている
法人として私立学校振興助成法第4条第1項
に規定する大学又は高等専門学校を設置する

- 文部科学大臣所轄の学校法人で学校法人会計基準に従い会計処理を行うもの（以下「文部科学大臣所轄学校法人」といいます。）に対するものである場合において、次に掲げる要件を満たすものであるときには、非課税承認を受けるための要件は、上記(1)①から③までにかかわらず、次に掲げる要件とされています（旧措令25の17⑦、旧措規18の19④⑥～⑧）。
- イ その贈与等がその学校法人の役員等（理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものをいいます。以下同じです。）及びその親族等に該当しないこと。
- ロ その贈与等を受けた財産（その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その贈与等がされた財産を譲渡すること及びその取得した資産を学校法人会計基準第30条第1項に規定する基本金（以下「学校法人会計基準の基本金」といいます。）に組み入れることがその学校法人の理事会において決定されたものを含みます。（3）において同じです。）がその学校法人の財政基盤の強化を図るために同項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を学校法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されていること。
- ハ 学校法人の理事会において、その学校法人がその贈与等の申出を受け入れること及びその財産につき学校法人会計基準の基本金に組み入れることが決定されていること。
- ② 承認手続の特例を受けるための手続等
- イ この承認手続の特例を受けようとする者は、その学校法人から交付を受けた上記①の要件を満たすものであることを証する次に掲げる書類を承認申請書に添付して、その贈与等のあった日から4月以内に非課税の適用を受けようとする者の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出することとされています（旧措令25の17⑦、旧措規18の19⑤）。
- (イ) 財産の贈与等を受けた学校法人に対し承認申請書を提出する者がその贈与等をした者がその学校法人の役員等及びその親族等に該当しないことを誓約する旨及びその学校法人においてこれらに該当しないことを確認した旨を記載した書類
- (ロ) 財産の贈与等を受けた学校法人の理事会の上記①ハの決定（その財産につき譲渡すること及びその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を学校法人会計基準の基本金に組み入れることの決定を含みます。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びにその決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類
- ロ 上記イの承認申請書（上記(イ)及び(ロ)の書類の添付があるものに限ります。）を提出した者でその申請の承認のあったものは、その贈与等をした日の属する事業年度においてその財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる学校法人会計基準第36条に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写しを、その事業年度終了の日以後3月以内（その期間の経過する日以後に上記イの承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限までとされます。）に、上記イの税務署長を経由して国税庁長官に提出することとされています（旧措令25の17⑨、旧措規18の19⑨）。
- ③ 自動承認
- その贈与等について、上記①の要件を満たすことを証する上記②イ(イ)及び(ロ)の書類を添付した承認申請書の提出があった場合において、その提出があった日から1月以内に、その申請の承認がなかったとき、又はその承認をしないことの決定がなかったときは、その申請の承認があったものとみなすこととされ

ています（旧措令25の17⑧）。

(4) 非課税承認取消し時の課税の取扱い

① 贈与者に対する課税

非課税承認を受けて行われた贈与等があった後、次に掲げる事実が生じたときは、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

この非課税承認の取消しがあった場合には、その贈与等があった時に、その時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その贈与等をした者のその非課税承認が取り消された日の属する年分（その日までにその贈与をした者が死亡していた場合には死亡の日の属する年分とし、遺贈の場合には遺贈があった日の属する年分とします。）の所得として、所得税が課されることとされています（措法40②、措令25の17⑩～⑫）。

イ その贈与等に係る財産又は代替資産が、その贈与等があった日以後2年以内にその贈与等を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなかったとき。

ロ その贈与等に係る財産又は代替資産がその公益法人等の公益目的事業の用に直接供される前に、上記(1)③の要件に該当しないこととなったとき又は上記(3)②ロの書類の提出がその提出期限までになかったとき。

② 公益法人等に対する課税

非課税承認を受けて行われた贈与等があった後、次に掲げる事実（上記①イ及びロの事実を除きます。）が生じたとき（その公益法人等がその財産を国又は地方公共団体に贈与したとき等の一定の場合を除きます。）は、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

この非課税承認の取消しがあった場合には、その公益法人等を贈与等を行った個人とみなして、その贈与等があった時に、その時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その財産に係る山林所得の金額、譲渡所

得の金額又は雑所得の金額を計算し非課税承認が取り消された日の属する年分（遺贈の場合には遺贈があった日の属する年分とし、その公益法人等がその承認の取り消された日の属する年以前に解散をした場合にはその解散の日（その解散が合併による解散である場合には、その合併の日の前日）の属する年分とします。）の所得として所得税を課することとされています（措法40③、措令25の17⑬～⑯、旧措規18の19⑩）。

イ その贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

ロ 上記(1)③の要件に該当しないこととなった場合

ハ 上記(3)②の承認手続の特例の承認申請書の提出の時に、上記(3)①イの要件に該当していなかった場合

ニ 上記(3)②の承認手続の特例の承認申請書の提出の時に、上記(3)①イの要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後に上記(3)①イの要件に該当しないこととなった場合

2 改正の内容

(1) 承認手続の特例の対象となる公益法人等の範囲の拡充

上記1(3)の承認手続の特例は、文部科学大臣所轄学校法人は学校法人会計基準に基づいて厳格な会計処理を行っており、学校法人会計基準の基本金は事業の廃止等の場合を除き取り崩すことができないこととされており、また所轄庁である文部科学省において的確な監督が行われていることから、基本金に組み入れられた資産であれば公益目的事業の用に供されることが明らかであることから設けられているものですが、同様にその贈与等を受けた資産が公益目的事業の用に供されることが明らかであると認められる次の公益法人等に対する贈与等で次の要件を満たすものが、承認手続の特例の対象となる贈

与等の範囲に追加されました（措令25の17⑦、措規18の19⑤～⑧）。

① 公益社団法人又は公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する財産（以下「不可欠特定財産」といいます。）は、その公益社団法人又は公益財団法人の公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であって公益目的事業の用に供されるものであることに鑑み、贈与等を受けた財産がその公益社団法人又は公益財団法人の不可欠特定財産とされるものであることを要件として、公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等が承認手続の特例の対象に追加されました。

具体的には、公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等が次に掲げる要件を満たす場合には、非課税承認を受けるための要件は、上記1(1)①から③までにかかわらず、次に掲げる要件とされました（措令25の17⑦、措規18の19⑧一）。

イ 贈与等をした者がその公益社団法人又は公益財団法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（上記1(3)①イの「役員等及びその親族等」に加えて、公益社団法人の社員及びその親族等に該当しないことが要件とされています。）。

ロ 贈与等を受けた財産がその公益社団法人又は公益財団法人の不可欠特定財産であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

ハ 公益社団法人又は公益財団法人の理事会において、その公益社団法人又は公益財団法人が贈与等の申出を受け入れること及びその贈与等を受ける財産につき不可欠特定財産とすることが決定されていること。

（注）上記の「不可欠特定財産」とは、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、当該法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をさすものであり、例えば、一

定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当することとされています。金融資産や通常の土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性などから必ずしも上記のような不可欠特定という性質はないと考えられることから、不可欠特定財産には該当しないこととされています。また、法人において不可欠特定財産であるとの定款の定めを設けた場合であっても、結果として公益目的事業に認定されなかった事業の用に供されたり、不可欠特定であるとは認められなかったりした場合には、その財産は不可欠特定財産とはならないこととされています（内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン」より）。

なお、上記の承認手続の特例により非課税承認を受けた贈与等に係る財産が不可欠特定財産とはならないこととされた場合であって上記1(4)②イの事実該当するときは上記1(4)②のとおりその非課税承認が取り消されることとなります。

② 都道府県所轄学校法人

上記1(3)のとおり、改正前においては文部科学大臣所轄学校法人に対する贈与等のみが承認手続の特例の対象とされていましたが、私立学校法における財務情報等の閲覧の義務化や、所轄庁による措置命令や検査等の規定の整備に伴い、適正なガバナンスの確保のための取組や情報公開等が進められてきた状況を受け、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人で学校法人会計基準に従い会計処理をするもの（以下「都道府県知事所轄学校法人」といいます。）に対する贈与等で、文部科学大臣所轄学校法人が改正前の承認手続の特例を受けるための要件と同様の要件を満たすものが、承認手続の特例の対象に追加され

ました。

具体的には、文部科学大臣所轄学校法人又は都道府県知事所轄学校法人に対する贈与等が次に掲げる要件を満たす場合には、非課税承認を受けるための要件は、上記1(1)①から③までにかかわらず、次に掲げる要件とされました（措令25の17⑦、措規18の19⑤⑦一⑧二）。

イ 上記①イの要件

ロ 上記1(3)①ロの要件

ハ 上記1(3)①ハの要件

③ 社会福祉法人

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第2条による社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人会計基準が法令上位位置付けられたことや、財務諸表の公表等について法律上明記されたこと、また、社会福祉法人の会計処理に対する指導監督体制の整備が行われていることや、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する基本金（以下「社会福祉法人会計基準の基本金」といいます。）が、学校法人会計基準の基本金と同様に事業を廃止した場合等の一定の場合を除き取崩しが行えないものとされていることに鑑み、贈与等に係る財産が、同項に規定する金額を社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されることを要件として、社会福祉法人に対する贈与等が、承認手続の特例の対象に追加されました。

具体的には、社会福祉法人に対する贈与等が次に掲げる要件を満たす場合には、非課税承認を受けるための要件は、上記1(1)①から③までにかかわらず、次に掲げる要件とされました（措令25の17⑦、措規18の19⑥⑦二、⑧三）。

イ 上記①イの要件

ロ 贈与等を受けた財産（その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その贈与等がされた財産を譲渡

すること及びその取得した資産を社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れることがその社会福祉法人の理事会において決定されたものを含みます。ハにおいて同じです。）がその社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために社会福祉法人会計基準第6条第1項に掲げる金額に相当する金額を社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されていること。

ハ 社会福祉法人の理事会において、その社会福祉法人がその贈与等の申出を受け入れること及びその財産につき社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れることが決定されていること。

(2) 対象となる財産の範囲の見直し

改正前においては承認手続の特例の対象となる財産について特段の限定はされていませんでしたが、株式等については、この非課税制度によるみなし譲渡所得の非課税、相続時に寄附することによる相続税非課税又は寄附した後の公益法人が受け取る配当金に係る法人税の非課税の適用を受けるため、節税目的で公益法人を設立するスキームが存在していることから上記1(1)③の要件（いわゆる不当減少要件）を満たしているか否かについて十分な審査を行う必要があることや、元本割れのリスクがあるため学校法人会計基準の基本金への組入れが想定されず実際改正前においても承認手続の特例の対象とされたことがなかったこと、その換金性が高いこと等を踏まえ、上記(1)により対象となる公益法人等の範囲を拡充するのに併せ、承認手続の特例の対象となる財産の範囲から次の株式等を除くこととされました。具体的には贈与等を受けた財産がこれらの株式等でないことが承認手続の特例の要件に追加されました（措令25の17⑦二）。

① 租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等のうち、次に掲げるもの

イ 株式（株主又は投資主となる権利、株式

の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みます。)

ロ 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、ハに掲げるものを除きます。)

ハ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律の優先出資（優先出資社員となる権利等を含みます。)

ニ 特定受益証券発行信託の受益権

ホ 特定目的信託の社債的受益権

② 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律の転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を含みます。)

③ 匿名組合契約の出資の持分

(注) 上記③の「匿名組合契約」とは、商法上の匿名組合契約及び当事者の一方が相手方のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約をいいます（所令288）。

(3) 承認手続の特例を受けるための手続等の改正

上記(1)により対象となる公益法人等の範囲が拡充されたこと及び上記(2)により対象となる財産の範囲が見直されたことに伴い、次の改正が行われました。

① 承認手続の特例を受けようとする者が承認申請書に添付すべき書類について次の見直しが行われました（措令25の17⑦、措規18の19④）。

イ 上記1(3)②イ(イ)の書類について、公益社団法人が承認手続の特例の対象となる公益法人等の範囲に追加されたことに伴い、財

産の贈与等を受けた公益法人等に対し承認申請書を提出する者がその贈与等をした者がその公益法人等の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを誓約する旨及びその公益法人等においてこれらに該当しないことを確認した旨を記載した書類とされました。

ロ 上記1(3)②ロの議事録その他これに相当する書類の写しについて、財産の贈与等を受けた公益法人等の上記(1)①から③までの区分に応じ、上記(1)①ハ、1(3)①ハ又は(1)③ハの決定（1(3)①ロ又は(1)③ロの決定があった場合には、その財産につき譲渡すること及びその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を学校法人会計基準の基本金又は社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れることの決定を含みます。）をした旨及びその決定をした事項の記載のあるものとされました。

② 上記1(3)②ロの承認があった者がその承認後に提出すべき確認書類について、贈与等を受けた公益法人等の次に掲げる区分に応じ、次に定める書類とされました（措令25の17⑨、措規18の19⑨）。

イ 公益社団法人又は公益財団法人……贈与等を受ける財産につき不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項第1号に規定する財産目録の写し

ロ 文部科学大臣所轄学校法人又は都道府県知事所轄学校法人……上記1(3)②ロの書類

ハ 社会福祉法人……上記(1)③ロの財産につき社会福祉法人会計基準の基本金への組み入れがあったことを確認できる社会福祉法人会計基準第30条第1項第6号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

③ 非課税承認の取消し事由となる事実の改正
イ 上記②のとおり、承認があった者が提出

すべき確認書類が見直されたことに伴い、提出期限までに上記②イからハまでの書類の提出がなかった場合が、上記1(4)①の非課税承認を取り消すことができることとされる事実を追加されました（措法40②、措令25の17⑨⑩、措規18の19⑨）。

ロ 上記(2)の改正に伴い、上記1(3)②の承認申請書の提出の時に上記(2)の要件に該当していなかった場合が、上記1(4)②の非課税承認を取り消すことができることとされる事実を追加されました（措法40③、措令25の17⑬、措規18の19⑩）。

④ 代替資産の範囲の整備

上記1(2)⑥の代替資産の範囲に、その譲渡をした財産に代わるべき資産としてその譲渡による収入金額の全額をもって取得する資産で、その資産につき一定の方法により社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れることがその社会福祉法人の理事会において決定されたもの（その決定をした旨又は決定事項等が議事録等に記載されているものに限り）が追加されました（措令25の17③七、措規18の19②）。

(参考1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十五 省略

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七・十八 省略

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第21条 省略

2 公益法人は、毎事業年度経過後3箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備置置かなければならない。

一 財産目録

二～四 省略

3～6 省略

(参考2) 社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

（純資産）

第6条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2・3 省略

（附属明細書）

第30条 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

一～五 省略

六 基本金明細書

七～十九 省略

2～4 省略

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後にされる財産の贈与等について適用し、同日前にされた財産の贈与等については従前どおりとされています（改正措令附則15）。

二十一 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人が支出した所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金のうち、下記(2)に掲げるもの（所得控除による寄附金控除の適用を受けるものを除きます。以下「税額控除対象寄附金」といいます。）については、次の①に掲げる金額が②に掲げる金額を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の40%相当額（100円未満の端数があるときは、端数切捨て）を控除することとされています。この場合において、その控除する金額が、個人のその年分の所得税額の25%相当額を超えるときは、その25%相当額（100円未満の端数があるときは、端数切捨て）が控除限度額となります（措法41の18の3①）。

① その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額が、その個人のその年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を超える場合には、その40%相当額からその所得控除対象寄附金の額（その特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいいます。以下同じです。）を控除した残額）

（注）「特定寄附金等の金額」とは、所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金の額及び同条第3項又は租税特別措置法第41条の18第1項若しくは同法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされたものの額並びに同法第41条の19第1項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額を加算した金額をいいます（措法41の18の3①）。

② 2,000円（その年中に支出した所得控除対象寄附金の額がある場合には、2,000円からその所得控除対象寄附金の額を控除した残

額）

(2) この税額控除制度の対象となる特定寄附金は、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、一定の要件を満たすものに限ります。以下「税額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（下記⑤から⑦までの法人に対する寄附金にあっては、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして一定の要件を満たすことにつき確認がされたものに限ります。）とされています（措法41の18の3①、旧措令26の28の2①～③）。

① 公益社団法人及び公益財団法人

② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人

③ 社会福祉法人

④ 更生保護法人

⑤ 国立大学法人

⑥ 公立大学法人

⑦ 独立行政法人国立高等専門学校及び独立行政法人日本学生支援機構

(3) 上記(2)の税額控除対象法人の、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについての一定の要件とは、一定の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、その書類について閲覧させることとする「情報公開の要件」と、寄附者の人数や寄附金額の要件（いわゆる「パブリック・サポート・テスト要件」）とされており、上記(2)③の社会福祉法人が満たすべき情報公開の要件は、次のとおりとされていました（旧措令26の28の2①三口、旧措規19の10の5②）。

① 次に掲げる書類について、社会福祉法第59条の2第1項の規定に準じて、その社会福祉法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること。

イ 定款、役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに社会福祉法第44条第2項の書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書が定められています。）

ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

ハ 次の事項を記載した書類

(イ) 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者（その役員の配偶者及び3親等以内の親族をいいます。）又は役員と特殊の関係のある者で、その法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(ロ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

ニ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

② 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度にその法人が受け入れた寄附金の支払者ごとにその支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいいます。）を作成し、これを各事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存していること（措令26の28の2①三ハ、旧措規19の10の5④）。

2 改正の内容

社会福祉法人については、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による社会福祉法の改正により、社会福祉法人制度改革の一環として、事業運営の透明性の向上を図る観点から、同法において閲覧の請求があった場合には正当な理由がある場合を除き閲覧させなければな

らないこととされている書類（以下「社会福祉法の閲覧請求の対象書類」といいます。）の追加や記載事項の拡充といった見直しが行われました。

この見直し後の社会福祉法の閲覧請求の対象書類には、上記1(3)①の書類以外の書類が含まれることとされたことから、社会福祉法の閲覧請求の対象書類に係る閲覧義務を果たしていない法人であっても税額控除対象法人となることがないようにするため、平成29年度税制改正において、社会福祉法の閲覧請求の対象書類とされた書類のうち上記1(3)①の書類以外の書類をその社会福祉法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させることが、税額控除対象法人である社会福祉法人の情報公開の要件に追加されました。

具体的には、税額控除対象法人である社会福祉法人が満たすべき情報公開の要件のうち上記1(3)①について、次の(1)及び(2)の見直しが行われるとともに、社会福祉法第34条の2第1項、第45条の32第1項又は第45条の34第1項の規定に準じて、その社会福祉法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとされました（措令26の28の2①三口、措規19の10の5②）。

(1) 次の書類が追加されました。

① 附属明細書（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告に係るもの）

(注) 計算書類に係る附属明細書とは「重要な固定資産の明細」「引当金の明細」「その他の重要な事項」を記載した書類を、事業報告に係る附属明細書とは「事業報告の内容を補足する重要な事項」を記載した書類をいいます。

② 監査報告（会計監査人を設置する社会福祉法人にあっては、会計監査報告を含みます。）

(注) 「監査報告」とは、監事の意見や、監査の対象や実施した監査の内容を記載した書類をいいます。

③ 報酬等の支給の基準を示した書面

(注) 上記1(3)①ロのとおり、改正前から役員報酬及び従業員給与の支給に関する規程は対象書類とされていました。

④ 現況報告書

(注) 社会福祉法人の事業、組織、資産及び情報公開等の状況について記載した書類をいいます。

⑤ 事業計画書

(注) その事業年度に行う予定の事業について記載した書類をいいます。

(2) 上記1(3)①イの「役員の氏名及び役職を記載した名簿」につき、改正前の役員に加えて評議員に関する事項を記載することとされた役員等名簿が対象とされました。

(参考1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

(定款の備置き及び閲覧等)

第34条の2 社会福祉法人は、第31条第1項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

2～4 省略

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第45条の32 社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時評議員会の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2～4 省略

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第45条の34 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従た

る事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第4項において同じ。）

三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。）の支給の基準を記載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

2～5 省略

(参考2) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

(事業の概要等)

第2条の41 法第45条の34第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報

二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況

三 当会計年度の初日における理事の状況

四 当会計年度の初日における監事の状況

五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況

六 当会計年度の初日における職員の状況

七 前会計年度における評議員会の状況

八 前会計年度における理事会の状況

九 前会計年度における監事の監査の状況

十 前会計年度における会計監査の状況

十一 前会計年度における事業等の概要

十二 前会計年度末における社会福祉充
実残額（法第55条の2第3項第4号に
規定する社会福祉充実残額をいう。）並
びに社会福祉充実計画（同条第1項に
規定する社会福祉充実計画をいう。以
下同じ。）の策定の状況及びその進捗の
状況

十三 当該社会福祉法人に関する情報の
公表等の状況

十四 第12号に規定する社会福祉充実残
額の算定の根拠

十五 事業計画を作成する旨を定款で定
めている場合にあつては、事業計画

十六 その他必要な事項

3 適用関係

上記2の改正は、社会福祉法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類（定款を除きます。以下同じです。）の閲覧について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類の閲覧については従前どおりとされています（改正措令附則16）。

第二 所得税法関係

一 所得税の納税地の異動届出書等の提出先のワンストップ化

1 改正前の制度の概要

(1) 所得税の納税地の変更に関する届出書

① 納税地の特例

イ 国内に住所のほか居所を有する納税義務者（所得税法第18条第1項の規定による納税地の指定（以下「納税地の指定」といいます。）を受けている納税義務者を除きます。ロにおいて同じです。）は、その住所地に代えてその居所地を納税地とすることができることとされています（所法16①）。

ロ 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場等を有する納税義務者は、その住所地又は居所地に代えてその事業場等（事業場等が2以上ある場合には、主たる事業場等）の所在地を納税地とすることができることとされています（所法16②）。

② 特例の適用を受けるための手続

上記①の特例の適用を受けようとする者又は上記①の特例を受けている者でその適用を受ける必要がなくなった者は、その特例の適用を受ける又は受けないこととなることによる変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長

に対し、所得税の納税地の変更に関する届出書を提出しなければならないこととされてきました（旧所法16③～⑤）。

(2) 所得税の納税地の異動の届出書

納税義務者は、その所得税の納税地に異動があった場合（上記(1)②の届出書の提出又は納税地の指定により異動があった場合を除きます。）には、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長に対し、納税地の異動の届出書を提出しなければならないこととされてきました（旧所法20）。

(3) 開業・廃業等の届出書

居住者又は非居住者は、国内において新たに事業（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業をいいます。以下同じです。）を開始し、又はその事業に係る事務所等（以下「事務所等」といいます。）の開設、移転若しくは廃止をした場合には、その事実があった日から1月以内に、次に掲げる場合の区分に応じて次に定める所轄税務署長に対し、開業・廃業等の届出書を提出しなければならないこととされてきました（所法229、旧所規98）。

- ① 事業の開始又は事務所等の開設若しくは廃止をした場合……納税地の所轄税務署長（その納税地と事務所等の所在地が異なる場合には、納税地の所轄税務署長及びその事務所等の所在地の所轄税務署長）
- ② 事務所等に移転した場合……納税地の所轄税務署長並びに移転前及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長

(4) 給与支払事務所等の移転の届出書

国内において給与支払事務所等（給与等の支払事務を取り扱う事務所等をいいます。以下同じです。）の移転をした場合には、その事実があった日から1月以内に、その移転前及び移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に対し、給与支払事務所等の移転の届出書を提出しなければならないこととされてきました（所法230、旧所規99）。

2 改正の内容

上記1(1)②及び(2)から(4)までの届出書については、納税者の異動の状況を税務署長が的確に把握し円滑な事務処理を行うため、異動前後双方の納税地の所轄税務署長に提出することとされてきました。しかしながら、通信環境やシステム機器等のインフラが整備され、税務署間において遅滞なく異動情報の連絡・共有が可能となっていることを踏まえ、行政手続の簡素化により納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、変更後の納税地の所轄税務署長等への提出が不要

とされ、これらの届出書は納税者の税務関係書類が保管されている変更前の納税地の所轄税務署長等にも提出すれば良いこととされました。

具体的には、次に掲げる届出書は、次に定める所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

- (1) 上記1(1)②の所得税の納税地の変更に関する届出書……その変更前の納税地の所轄税務署長（所法16③～⑤）
- (2) 上記1(2)の所得税の納税地の異動の届出書……その異動前の納税地の所轄税務署長（所法20）
- (3) 上記1(3)の開業・廃業等の届出書……納税地の所轄税務署長（事務所等に移転する場合、その移転前の事務所等の所在地と納税地とが同一であり、かつ、移転後も同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）（所規98）
- (4) 上記1(4)の給与支払事務所等の移転の届出書……その移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（所規99）

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後の納税地の変更若しくは異動、事業に係る事務所等の開設、移転若しくは廃止又は給与支払事務所等の移転（以下「納税地の変更等」といいます。）について適用し、同日前の納税地の変更等については従前どおりとされています（改正法附則3、4、改正所規附則3、4）。

二 確定拠出年金制度等の改正等に伴う所得税法施行令等の改正

1 改正前の制度の概要（確定拠出年金に係る課税関係）

確定拠出年金に係る掛金の拠出、運用及び給付の各段階における所得税の課税については、次のとおりとされています。

(1) 拠出段階

- ① 居住者が、企業型年金加入者掛金を支払った場合又は個人型年金加入者掛金を支払った場合には、その支払った掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象として控除されず（所法75②二）。

（注1） 確定拠出年金は、厚生年金保険の適用

事業所の事業主が、単独又は共同して実施する企業型年金と国民年金基金連合会が実施する個人型年金の2つの類型が設けられ、それぞれ次の者が対象者とされていました（確定拠出年金法2②③、9①、62①）。

① 企業型年金

企業型年金が実施される厚生年金保険の適用事業所に使用される次に掲げる者で（原則）60歳未満の従業員（国民年金の第2号被保険者）

イ 厚生年金保険の被保険者

ロ 私立学校教職員共済制度の加入者

② 個人型年金

イ 自営業者等（国民年金の第1号被保険者）

ロ 企業型年金、確定給付企業年金などの他の企業年金（以下「他の企業年金」といいます。）の対象となっていない60歳未満の厚生年金保険の被保険者である企業の従業員（国民年金の第2号被保険者）

（注2） この小規模企業共済等掛金控除は、社会保険料控除と異なり、自己と生計を一にする配偶者その他の親族の掛金を支払っても控除の対象とはなりません。

② 事業を営む個人又は法人が支出した、企業型年金の掛金を含む次の掛金等は、企業型年金の従業員を含む次の被共済者等に対する給与と所得の金額の計算上収入金額に算入しないこととされるとともに、これらの金額を支出した個人の支出した日の属する年分のその事業に係る必要経費に算入することとされています（所令64）。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金

ロ 確定給付企業年金法の確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出

した掛金又はこれに類する掛金若しくは保険料のうちその加入者が負担した金額以外の部分

ハ 法人税法附則の適格退職年金契約に基づいて受益者等のために支出した掛金又は保険料のうちその受益者等が負担した金額以外の部分

ニ 確定拠出年金法の企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金

ホ 勤労者財産形成促進法の勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出した信託金等

（注） 事業主が法人である場合には、損金に算入されます（法令135）。

(2) 運用段階

① 資産管理機関が受託者である企業型年金の資産管理契約（確定拠出年金資産管理契約）に係る信託については、信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属の原則は適用しないこととされています（所法13）。

② 企業型年金の年金資産である信託財産につき受託者である資産管理機関が受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税の源泉徴収を行わないこととされています（所法176②）。

(3) 給付段階

① 受給権者が一時金として支給を受ける老齢給付金については、退職手当等とみなすこととされています（所法31三、所令72③六）。

退職所得とされる退職手当等に係る勤続年数の計算は、原則として、退職手当等の支払を受ける者がその退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算することとされていますが、退職手当等とみなす一時金（以下「退職一時金等」といいます。）については、組合員等であった期間

（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間）によることとされており、この確定拠出年金の老齢給付金についてはその老齢給付金の金額の計算の基礎となった企業型年金加入者期間（企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）を合算した期間とされてきました（旧所令69①二）。

（注1） 中小企業退職金共済法第30条第1項の退職金相当額の受入れ（特定退職金共済制度から中小企業退職金共済制度への退職金相当額の受入れ）又は同法第31条の2第6項において準用する同条第1項の引渡金額の受入れ（従前加入事業主に係る特定退職金共済事業を廃止した団体から独立行政法人勤労者退職金共済機構への資産の引渡し）がある場合には、その受入れがされた退職金相当額又は引渡金額に利息を付した額を退職時に支給することとされており、受入れ前の組合員等であった期間は本人の退職時などに支給される退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間には含まれないため、その受入れがされた退職金相当額又は引渡金額の計算の基礎となった期間を、退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間に含むこととされています（旧所令69①二イ）。

（注2） 受給権者が一時金として支給を受ける脱退一時金については、一時所得の収入金額とされています。この一時所得の金額の計算に当たっては、一時金に係る上記(1)①の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金は上記のとおり所得控

除の対象となっていることから、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算における加入者が負担した金額から除くこととされています（旧所令183②④）。

（注3） 確定給付企業年金に係る規約に基づいて支払われる一時金で退職一時金等に該当しないものについても、一時所得の収入金額とされています。なお、厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された資産に相当する金額については、一時所得の計算における加入者が負担した金額から除くこととされています（旧所令183②④）。

② 受給権者が年金として支給を受ける老齢給付金については、公的年金等控除を適用することとされています（所法35③三、所令82の2②六）。

（注） 確定給付企業年金については、加入者が負担した掛金について生命保険料控除の対象とされていますが、拠出時に全額が控除されていない（課税されている）ことから、確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が給付される加入者（加入者であった者を含みます。以下同じです。）の負担した金額がある場合には、その支払を受ける年金の額からその加入者の負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして計算した金額を控除した金額に相当する部分を公的年金等に係る雑所得として公的年金等控除を適用して課税することとされています（所法35③三、旧所令82の3）。なお、厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された資産のうち加入者が負担した部分に相当する金額については、拠出時に厚生年金基金の掛金として全額が控除（社会保険料控除）されていますので、確定給付企業年金が給付される加入者の負担した金額から除く（公的年金等の収入金額から控除しない）こととされて

いました（旧所令82の3①二）。

2 確定拠出年金法等の改正の趣旨及びその概要

公的年金を補完する老後の所得保障の仕組みである企業年金制度等について、働き方やライフコースが多様化している中で、生涯を通じて老後に自ら備える仕組みを整備する等の観点から、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講ずるための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が、第189回国会に提出され、平成28年5月24日にその一部を修正した上で可決・成立し、同年6月3日に法律第66号として公布されました（以下この法律を「確定拠出年金改正法」といいます）。

また、確定拠出年金改正法の施行に関連し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成28年政令第245号。以下この政令を「28年6月整備政令」といいます。）が平成28年6月24日に、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第310号。以下この政令を「28年9月整備政令」といいます。）が平成28年9月23日に、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第15号）が平成29年2月8日にそれぞれ公布されています。

これらの改正のうち、所得税に関係する項目は下記のとおりです。

(1) 個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大

① 趣旨

ライフコースや働き方の多様化を踏まえ、個々人が時々の就業状況等にかかわらず、個

人型確定拠出年金を受け皿として、生涯にわたって切れ目なく老後に向けた自助努力を行えるようにする観点から個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大が行われました。

② 対象者とその考え方

具体的には、次に掲げる者が個人型確定拠出年金の加入者に追加されました（確定拠出年金法62①二・三）。

イ 企業年金等加入者

企業年金等加入者については、公的年金の上乗せ部分に係る事業主の支援を一定程度受けられることを踏まえ、個人型確定拠出年金への加入が認められていませんでした。

しかしながら、昨今、労働の流動化が進展する中で、離転職等の就業状況の変化にかかわらず自助努力を継続できるようにするため、マッチング拠出を実施している等の理由により個人型確定拠出年金に加入することができない企業型確定拠出年金加入者を除いて、個人型確定拠出年金への加入が認められました。

ロ 公務員等共済加入者

公務員等共済加入者については、公的年金の上乗せ部分に係る事業主の支援を一定程度受けられることや、被用者年金一元化の進捗状況や民間企業における確定拠出企業年金の導入状況を踏まえて対応することとされていたことから、個人型確定拠出年金への加入が認められていませんでした。

しかしながら、昨今、労働の流動化が進展する中で、離転職等の就業状況の変化にかかわらず自助努力を継続できるようにするため、個人型確定拠出年金への加入が認められました。

ハ 第3号被保険者

第3号被保険者については、確定拠出年金制度の創設前の1990年代においては、女性が希望するライフコースとして、専業主婦として生活していくことを望む者が相当

数存在していたこと等から、導入を見送ってきたところでした。

しかしながら、昨今、ライフコースの多様化が進展する中で、出産等の事情から一時的に第3号被保険者となるものの、そういった事情が解消してから復職するケースが増えてきており、一時的に第3号被保険者となった期間も自助努力を継続できるようにするため、個人型確定拠出年金への加入が認められました。

③ 拠出限度額

上記②に掲げる者の拠出限度額は、それぞれ次のとおりとされました。

イ 企業年金等加入者

(イ) 企業年金等加入者のうち、企業型確定拠出年金のみを実施する企業の従業員については、企業型確定拠出年金のマッチング拠出の実態の大半をカバーする拠出水準である月2.0万円相当額とされました（確定拠出年金令36三）。

(ロ) 企業年金等加入者のうち、他の企業年金と企業型確定拠出年金を実施する企業の従業員については、他の企業年金を併用している場合の企業型確定拠出年金のマッチング拠出の実態の大半をカバーする拠出水準である月1.2万円相当額とされました（確定拠出年金令36四）。

ロ 公務員等共済加入者については、上記イ(ロ)と同様に1.2万円相当額とされました（確定拠出年金令36四）。

ハ 第3号被保険者については、第3号被保険者が厚生年金保険法上、厚生年金保険料を配偶者と共同で負担しているという位置付けであることに鑑み、企業年金を実施していない企業の従業員と同額の月2.3万円相当額とされました（確定拠出年金令36五）。

なお、上記イの企業年金等加入者が個人型確定拠出年金の加入者となるためには、その事業所の事業主が実施する企業型確定拠出年金に係る企業型年金規約において、

その旨及びマッチング拠出を行うことができない旨を定める（確定拠出年金法3③七の三）ことが必要となり、厚生労働大臣はその規約を承認したときはその事業主の名称及び住所並びにその承認年月日等を国民年金基金連合会に通知することとされています（確定拠出年金法4⑤、確定拠出年金規4の4）。

また、この場合の企業型確定拠出年金の拠出限度額は、上記イ(イ)の企業にあっては月3.5万円相当額と、上記イ(ロ)の企業にあっては月1.55万円相当額とされています（確定拠出年金令11三・四）。

④ 中途脱退要件の見直し

確定拠出年金制度は、自由に引き出しができる貯蓄制度ではなく、「老後に向けて一定額を定期的に拠出して資産を形成する」年金制度であることから、障害給付金の支給要件に該当する場合を除き、60歳までの引き出しは認められておりませんが、企業型確定拠出年金の加入者がその加入資格を喪失した場合で①その資産が個人型確定拠出年金への移換手数料を支払うだけで皆無となるほど少ない（15,000円以下）場合（確定拠出年金法附則2の2）及び②その資産が運用手数料を支払うことで資産が目減りしてしまい運用メリットを享受できないほど少ない（個人型確定拠出年金の加入資格がある場合には25万円、ない場合には50万円）場合（確定拠出年金法附則3）に限り特例的に脱退一時金を支給することが認められていました（この脱退一時金の支給が認められるための要件を中途脱退要件といいます。）。

上記のとおり、個人型確定拠出年金の加入可能範囲が大幅に拡大されたことに伴い、中途脱退要件について所要の見直しが行われています（確定拠出年金法附則3、確定拠出年金令59、60）。

⑤ 施行期日

この改正は、平成29年1月1日から施行さ

れています（確定拠出年金改正法附則1）。

(2) 個人型確定拠出年金への中小事業主掛金納付制度の創設

① 趣旨

企業型確定拠出年金を設立し運営するコストを負担することが特に困難で、企業年金の実施割合の低い従業員が100人以下の事業主（以下「中小事業主」といいます。）においても、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができることとする観点から、中小事業主が、個人型確定拠出年金に加入する従業員の掛金に追加してその従業員の掛金との合計でその従業員の加入する個人型確定拠出年金の拠出限度額の範囲内（年額で27.6万円）において掛金（中小事業主掛金）を納付することができることとされました。

② 対象となる中小事業主の範囲

企業型確定拠出年金及び確定給付企業年金を実施していない事業所の事業主であって、その使用する厚生年金の被保険者が100人以下の事業主とされています（確定拠出年金法55②四の二）。

③ 適用要件

イ その使用する厚生年金の被保険者である従業員が個人型年金加入者であり、その中小事業主を介して個人型年金加入者掛金を納付していること（確定拠出年金法68の2①）。

ロ その使用する厚生年金の被保険者である従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときはその従業員の過半数を代表する者（以下(2)において「労働組合等」といいます。）の同意を得ること（確定拠出年金法68の2①）。

ハ 厚生労働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣及び国民年金基金連合会に届け出なければならない（確定拠出年

金法68の2⑥）。この届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び国民年金基金連合会に届け出なければならない（確定拠出年金法68の2⑦（これらの厚生労働省令は今後定められる予定です。））。

④ 拠出対象者及び拠出額

イ 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることができることとされており、この場合において、中小事業主は、労働組合等の同意を得なければならない（確定拠出年金法68の2②）。

ロ 中小事業主がイの資格を定める場合にあつては、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない（確定拠出年金法68の2③）。

ハ 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小事業主が決定し、又は変更する（確定拠出年金法68の2④）。

ニ 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更したとき、又は中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、中小事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない（確定拠出年金法68の2⑤（この厚生労働省令は今後定められる予定です。））。

⑤ 施行期日

この改正は、確定拠出年金改正法の公布の日（平成28年6月3日）から2年以内の政令で定める日から施行することとされています（確定拠出年金改正法附則1四）。

(3) 企業年金等のポータビリティの拡充

① 趣旨

老後所得の保障に向けた自助努力が行いや
すい環境を整備する観点から、制度間の資産
移換ができる範囲を拡充することとされまし
た。

② 具体的には、次の資産移換が可能とされま した。

イ 企業型確定拠出年金に個人別管理資産が
ある企業型年金加入者であった者又は個人
型確定拠出年金に個人別管理資産がある者
が、確定給付企業年金の加入者の資格を取
得した場合であって、その確定給付企業年
金の規約において、あらかじめ、個人別管
理資産の移換を受けることができる旨が定
められているときは、その者も申出により、
その個人別管理資産を確定給付企業年金に
移換することができることとされました
(確定拠出年金法54の4、74の4、確定給
付企業年金法82の5)。

ロ 企業型確定拠出年金を実施する事業所に
使用される企業型年金加入者が、その事業
所の合併等により、企業型確定拠出年金の
企業型年金加入者たる資格を喪失した場合
であって、その合併等に係る事業主が、そ
の合併等により企業型年金加入者の資格を
喪失した者を被共済者として中小企業退職
金共済法の退職金共済契約を締結する時
は、その事業主は、その企業型年金加入者
であった者の同意を得て、独立行政法人勤
労者退職金共済機構へのその同意を得た者
の個人別管理資産の移換を申し出ることが
できることとされました(中小企業退職金
共済法31の3、確定拠出年金法54の5)。

ハ 確定給付企業年金を実施する事業所に使
用される加入者が、その事業所の合併等
により、確定給付企業年金の加入者たる資格
を喪失した場合であって、その合併等に係
る事業主が、その合併等により加入者の資
格を喪失した者を被共済者として中小企業

退職金共済法の退職金共済契約を締結する
ときは、その事業主は、その加入者であつ
た者の同意を得て、その同意を得た者に係
る積立金又は残余財産について、独立行政
法人勤労者退職金共済機構への移換を申し
出ることができることとされました(中小
企業退職金共済法31の3、確定給付企業年
金法82の4)。

ニ 中小企業退職金共済制度の共済契約者が
合併等をした場合であって、その合併等
により中小企業退職金共済契約が解除された
被共済者を加入者又は企業型年金加入者
とする確定給付企業年金又は企業型確定拠
出年金を実施するときは、独立行政法人勤
労者退職金共済機構は、その被共済者の同意
を得て、確定給付企業年金又は企業型確定
拠出年金へ解約手当金に相当する額の移換
を行うことができることとされました(中
小企業退職金共済法31の4、確定給付企業
年金法82の5)。

(注) 上記の措置に係る政省令は、今後定めら
れる予定です。

③ 施行期日

この改正は、確定拠出年金改正法の公布の
日(平成28年6月3日)から2年以内の政令
で定める日から施行することとされています
(確定拠出年金改正法附則1四)。

(4) 拠出限度額の年単位化

① 趣旨

確定拠出年金は、資産のあるときに自由に
積立てができる貯蓄制度ではなく、「老後
に向けて一定額を定期的に拠出する」年金制度
であることを踏まえて拠出限度額を月単位で
設定していました。

確定拠出年金制度創設から10年以上が経過
し、多くの企業で定着してきた中で、拠出限
度額の使い残しを解消し、従業員がより着実
に老後所得を確保できるようにする観点から、
「老後に向けて一定額を定期的に拠出する」

という年金制度の枠組みを維持しつつ年単位等での拠出をすることができることとされました。具体的には、企業型年金加入者期間又は個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間（企業型年金加入者においては、企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間（以下「企業型掛金拠出単位期間」といいます。）とし、個人型年金加入者においては、個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間（以下「個人型掛金拠出単位期間」といいます。）とされます。）を単位として拠出するものとされています。なお、企業型年金規約又は個人型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間又は個人型掛金拠出単位期間を区分して、その区分した期間ごとに拠出することもできることとされています（確定拠出年金令10の2、35）。

また、その企業型年金加入者期間又は個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日におけるその企業型年金加入者又は個人型年金加入者の区分に応じた限度額から、その拠出に係る拠出区分期間（企業型年金規約又は個人型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間又は個人型掛金拠出単位期間を区分して、その区分した期間ごとに拠出することとした場合のその区分した期間をいいます。）より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の合計額の総額又は個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額以下の金額を拠出することにより拠出限度額の使い残しを拠出することができるこ

ととされました（確定拠出年金令11の2、36の2）。

② 施行期日

この改正は、平成30年1月1日から施行することとされています（確定拠出年金改正法附則1三）。

（5）確定給付企業年金実施事業所の増減に係る手続の見直し

① 趣旨

複数の事業主が集まって実施する確定給付企業年金において、その事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部の同意及び労働組合等の同意を得なければならないこととされていたため、ある事業主が掛金を滞納したことにより、確定給付企業年金に不納欠損が生じた場合には、この事業主から同意が得られない限り、確定給付企業年金の財政が毀損され続けることとなり、他の事業所の事業主や加入者に不利益が及ぶ可能性があることから確定給付企業年金を運営する上での支障となっているとの指摘がされていました。

今回の改正により、複数の事業主が集まって確定給付企業年金を実施している場合において、掛金の滞納が長期に及ぶなど確定給付企業年金を継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認（基金型企業年金の場合にあっては認可。以下同じです。）を受けることにより、同意を得ることなく事業所を減少（＝脱退）させることができる「確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例」が創設されました。

② 適用要件

イ 実施事業所を減少させるための要件、手続及び減少時の一括拠出に関する規定をあらかじめ規約に定めておくこと（確定給付企業年金規88の3①）。

ロ 減少させようとする実施事業所の事業主

が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること（確定給付企業年金法78の2一、確定給付企業年金規88の3①）。

具体的には、実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であって、その事項を定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額（その事業主がその責に帰することができない事由により掛金の納付をすることができない期間に係る掛金額に相当する額を除きます。）を超えて掛金の納付を怠った場合とされています。

ハ 基金の場合にあつては、基金の加入者数が、実施事業所を減少させた後も300人以上であるか、又は300人以上となることが見込まれること（確定給付企業年金法78の2二）。

ニ 実施事業所の減少に伴い、他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、規約において、その減少に係る実施事業所の事業主が確定給付企業年金法施行規則第88条の2で定める計算方法のうち、規約で定めるものにより算定した額を掛金として一括して拠出する旨を定めていること（確定給付企業年金規88の3⑤）。

③ 手続

イ 実施事業所を減少させようとする場合には、以下の手続を経て、厚生労働大臣に承認の申請を行うこと。

(イ) 規約型企業年金の場合にあつては、減少させようとする実施事業所の事業主以外の実施事業所の労働組合等の同意を各実施事業所について得ること（確定給付企業年金令48の2①②）。

(ロ) 基金型企業年金の場合にあつては、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経ること（確定給付企業年金令48の2③）。

(ハ) 減少させようとする実施事業所の事業

主に対し、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えること（確定給付企業年金規88の3②）。

ロ 承認の申請は、次に掲げる書類を添付の上、厚生労働大臣に提出することにより行うこと。なお、規約型企業年金で2以上の事業主が申請を行う場合にあつては、代表を定め、その代表が行うものとする（確定給付企業年金規88の3③④）。

(イ) 規約型企業年金の場合にあつては、減少させようとする実施事業所の事業主以外の実施事業所の労働組合等の同意を得たことを証する書類

(ロ) 掛金の納付を怠った理由の弁明の内容を記載した書類

(ハ) 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類

(ニ) その他、承認又は認可に当たって必要な書類（基金型企業年金における代議員会の会議録、加入者となる者の数を示した書類等）

④ 施行期日

この改正は、平成28年7月1日から施行されています（確定拠出年金改正法附則1二）。

3 改正の内容

所得税については上記2の確定拠出年金法の改正後においても改正前の上記1の取扱いを行うこととされた他、所得税法施行令等について次の整備が行われました。

(1) 退職手当等とみなす一時金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算の改正

退職一時金等に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間について次の改正が行われました。

① 個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大に伴う整備

上記2(1)②イのとおり、企業型年金等加入者が個人型確定拠出年金に加入できることと

されたことに伴い、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入が可能となることから、企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間との重複が生ずる場合、当該重複する期間を除き算定するものとされました（所令69①二）。なお、この改正は平成28年9月整備政令において行われています。

② 通算加入者等期間から除外されている期間の加算措置

確定拠出年金制度上通算加入者等期間から除外されている次のイからハまでに掲げる期間についても含めて計算することとされました（所令69①二、所規18の3）。

イ その者の退職一時金等（確定拠出年金の老齢給付金に限ります。以下「老齢給付金」といいます。）の支払金額のうち確定拠出年金法の規定により資産管理機関が移換を受けた資産が含まれている場合……次に掲げる期間

(イ) その資産の額の算定の基礎となった期間のうちその者が60歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

(ロ) その資産の額の算定の基礎となった確定拠出年金法施行規則第30条第1項各号に定める期間又は同令附則第2条第2項に規定する期間のうち、企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

ロ その者の老齢給付金の支払金額のうち確定拠出年金法の規定により資産管理機関が移換を受けた脱退一時金相当額等が含まれている場合……次に掲げる期間

(イ) その脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間のうちその者が60歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

(ロ) その脱退一時金相当額等の算定の基礎となった確定拠出年金法施行規則第30条第2項各号に定める期間のうち、企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

ハ その者の老齢給付金の支払金額のうち確定拠出年金法の規定により連合会が移換を受けた脱退一時金相当額等が含まれている場合……次に掲げる期間

(イ) その脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間のうちその者が60歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

(ロ) その脱退一時金相当額等の算定の基礎となった確定拠出年金法施行規則第30条第2項各号に定める期間のうち、企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

(注1) 上記イからハまでの期間は確定拠出年金への資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われなければ移換前の制度の給付を受ける際に「組合員等であった期間」とされていたはずの期間であり、また、確定拠出年金制度独自の理由から通算加入者等期間から除外されているものの、退職所得控除の金額の計算上除外すると移換が行われなかった場合とのバランスを欠くと考えられたことから平成29年度税制改正において組合員等であった期間に含めることとしたものです。なお、この改正に伴い、企業型年金加入者期間に通算加入者等期間に算入された期間並びに上記イ及びロの期間を含めた期間を「企業型年金加入者期間等」とする定義の整備を行っており、この結果、平成29年4月1日以後は上記①の重複排除は企業型年金加入者期間等と個人型年金加入者期間との間で行うこととなります。

(注2) 今回の改正は上記イからハまでの期間を企業型年金加入者期間又は個人型年金加入者期間に「含める」としておりますので、このイからハまでの期間に企業型年金加入者期間等又は個人型年金加入者期間と重複している期間が含まれる場合には、重複排除後の期間のみが組合員等であった期間に加算されます。

③ 上記2(3)②ロ及びハの「企業型確定拠出年金又は確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への資産の移換」のうち、その移換を行う事業主が従前からその（確定拠出年金の）企業型年金加入者であった者又は確定給付企業年金の加入者であった者を被共済者として中小企業退職金制度の退職金共済契約を締結していた場合には、1(3)①（注1）の場合と同様に、移換前の企業型年金加入者であった期間又は確定給付企業年金の加入者であった期間が中小企業退職金制度上退職一時金の計算の基礎となった期間に含まれず、移換により独立行政法人勤労者退職金共済機構に交付された金額（移換額）に利息を付した額を退職時に支給することとなるため（中小企業退職金共済法31の3⑥⑦）、この移換額の計算の基礎となった期間についても勤続年数に含めるための改正（所令69①二イ）を行う予定です。

(2) 確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱いの改正

① 上記2(5)のとおり、「確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例」が創設されたことに伴い、この制度の対象となる確定給付企業年金法の掛金（上記1(1)②ロ）に同法第78条の2第3号の掛金が追加されました（所令64①二）。なお、この改正は平成28年6月整備政令において行われています。

② 上記2(2)のとおり、「個人型確定拠出年金への中小事業主掛金納付制度」が創設されることに伴い、この制度の対象（上記1(1)②）に中小事業主掛金を追加する予定です（所令64①）。

(3) 確定給付企業年金の額から控除する金額の計算における加入者が負担した金額から除かれる資産の範囲の改正

上記2(3)②イのとおり、企業型確定拠出年金

に個人別管理資産がある企業型年金加入者であった者又は個人型確定拠出年金に個人別管理資産がある者のその個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができることとされることに伴い、確定給付企業年金の額から控除する金額の計算における加入者が負担した金額から除かれる資産（上記1(3)②（注））に企業型確定拠出年金又は個人型確定拠出年金から移換された確定拠出年金法の個人別管理資産を追加する予定です（所令82の3①二）。

(4) 生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算における加入者が負担した金額から除かれる資産の範囲の改正

上記2(3)②イのとおり、企業型確定拠出年金に個人別管理資産がある企業型年金加入者であった者又は個人型確定拠出年金に個人別管理資産がある者のその個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができることとされることに伴い、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算における加入者が負担した金額から除かれる資産（上記1(3)①（注2）（注3））に企業型確定拠出年金又は個人型確定拠出年金から移換された確定拠出年金法の個人別管理資産に充てられた企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金を追加する予定です（所令183②④）。

(参考1) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号） （定義）

第2条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第3章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 省略

5 この法律において「連合会」とは、国

- 民年金基金連合会であって、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて1個に限り指定したものをいう。
- 6 省 略
- 7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。
- 一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）
- イ 省 略
- ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第8条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知
- ハ 省 略
- 二 省 略
- 8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。
- 9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（企業型年金加入者を除く。）をいう。
- 10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。
- 11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（個人型年金加入者を除く。）をいう。
- 12・13 省 略
（規約の承認）
- 第3条 省 略
- 2 省 略
- 3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一～七 省 略
- 七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
- 七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨
- 八～十二 省 略
- 4～6 省 略
（承認の基準等）
- 第4条 省 略
- 2～4 省 略
- 5 厚生労働大臣は、前条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた規約について同条第1項の承認をしたときは、厚生労働省令で定める事項を連合会に通知しなければならない。
- （企業型年金加入者）
- 第9条 実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、60歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者であった者で60歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者であるも

の（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 省 略

（支給要件）

第33条 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。）が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 60歳以上61歳未満の者 10年
- 二 61歳以上62歳未満の者 8年
- 三 62歳以上63歳未満の者 6年
- 四 63歳以上64歳未満の者 4年
- 五 64歳以上65歳未満の者 2年
- 六 65歳以上の者 1月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 個人型年金加入者である期間（以下「個人型年金加入者期間」という。）
- 四 個人型年金運用指図者である期間（以下「個人型年金運用指図者期間」という。）

3 省 略

（他の制度の資産の移換）

第54条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定

給付企業年金、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定による退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第33条第1項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（脱退一時金相当額等の移換）

第54条の2 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（確定給付企業年金の脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第81条の2第1項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企業年金連合会の規約で定める積立金（確定給付企業年金法第59条に規定する積立金をいう。）をいう。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第33条第1項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第54条の4 企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約

において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

（退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換）

第54条の5 実施事業所の事業主が会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この条において「合併等」という。）をした場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の同意を得て、当該企業型年金の資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構（次条において「機構」という。）への当該同意を得た企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

（規約の承認）

第55条 省略

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 省略

四の二 中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生

年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が100人以下のものをいう。以下この章において同じ。）が第68条の2第1項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五～八 省略

（個人型年金加入者）

第62条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法（昭和34年法律第141号）

第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者（同法第89条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第90条第1項又は第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）

二 60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第3項第7号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者

2～4 省略

（中小事業主掛金）

第68条の2 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が前条第1項の規定により掛金を拠出する場合（第70条第2項の規定に

- より当該中小事業主を介して納付を行う場合に限る。)は、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年1回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。
- 2 中小事業主は、前項の規定による掛金（以下「中小事業主掛金」という。）を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、同項の同意を得なければならない。
- 3 中小事業主が前項の資格を定める場合にあっては、当該資格は、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。
- 4 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小事業主が決定し、又は変更する。
- 5 中小事業主は、前項の規定により中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更したとき、又は中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、中小事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。
- 6 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。
- （脱退一時金相当額等の移換）
- 第74条の2 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。
- 2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第73条の規定により準用する第33条第1項の通算加入者等期間に算入するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。
- （確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）
- 第74条の4 個人型年金に個人別管理資産がある者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、連合会にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。
- 2 連合会は、前項の規定による申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。
- 附 則
（脱退一時金）
- 第2条の2 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
 - 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
 - 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。
- 2 前項の請求があったときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 脱退一時金の額は、第1項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。
- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第33条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。
- 5 企業型年金加入者であった者が第1項の請求をした場合における第83条第1項第1号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「6月以内（当該企業型年金加入者であった者が附則第2条の2第1項の請求をした日の属する月の初日から同条第2項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。
- 第3条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。
- 一 保険料免除者であること。
 - 二 障害給付金の受給権者でないこと。
 - 三 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第74条の2第2項の規定により算入された第73条の規定により準用する第33条第1項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が1年以上3年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
 - 四 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと。
 - 五 前条第1項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。
- 2 前項の請求があったときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 企業型年金加入者であった者（個人型年金運用指図者を除く。）は、第1項の請求は、第64条第2項の申出と同時に行うものとする。
- 4 脱退一時金の額は、第1項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。
- 5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前

月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第33条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。

(参考2) 確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）

（事業主掛金の拠出の方法）

第10条の2 法第19条第1項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条において「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。（拠出限度額）

第11条 法第20条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第1項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、次に掲げる者（以下この条及び第36条第4号において「他制度加入者」という。）以外のもの 5万5千

円

イ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（事業主が同法第14条第1項に規定する学校法人等である場合に限る。）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第16条第1項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第18条第1項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

ハ 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第54条の5第1項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 2万7千5百円

三 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 3万5千円

四 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 1万5千5百円

第11条の2 第10条の2ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第10条の3ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出するこ

ととなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第10条の2ただし書又は第10条の3ただし書の規定により区分した期間をいう。

（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

第35条 法第68条第1項の規定による掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第89条第1項（第1号又は第3号に係る部分に限る。）又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。次条第1号において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、12月から翌年11月までの12月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条において「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

（拠出限度額）

第36条 法第69条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 法第69条に規定する第1号加入者

6万8千円（国民年金法第87条の2第1項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、6万8千円から当該保険料又は掛金の額（その額が6万8千円を上回るときは、6万8千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、0円）

二 法第69条に規定する第2号加入者（次号及び第4号において「第2号加入者」という。）であつて、次号及び第4号に掲げる者以外のもの 2万3千円

三 第2号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 2万円

四 第2号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者であるもの 1万2千円

五 法第69条に規定する第3号加入者 2万3千円

第36条の2 第35条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）における個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第35条ただし書の規定により区分した期間をいう。

（法附則第2条の2第1項の脱退一時金の支給要件等）

第59条 法附則第2条の2第1項第2号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第1号から第3号までに掲げる額を合算した額から第4号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第1項において「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第54条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第3条第3項第10号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第2条の2第1項第2号の政令で定める額は、1万5千円とする。

3 法附則第2条の2第3項の政令で定める額は、同条第1項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して3月を経過する日までの間に限

る。）における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。

（法附則第3条第1項の脱退一時金の支給要件等）

第60条 法附則第3条第1項第3号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第1号から第3号までに掲げる額を合算した額から第4号に掲げる額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第54条第1項若しくは第54条の2第1項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産又は法第74条の2第1項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第3条第3項第10号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第3条第1項第3号の政令で定める額は、25万円とする。

3 法附則第3条第4項の政令で定める額は、同条第1項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して3月を経過する日までの間に限る。）における当該個人別管理資産額とする。

4 法附則第3条第1項第3号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、

同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間の算定の基礎となるときは、その月は、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

(参考3) 確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）
(連合会への通知事項)

第4条の4 法第4条第5項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた規約について同条第1項の承認を受けた事業主の名称及び住所
- 二 厚生労働大臣が法第3条第1項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日

三 前2号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 前項の規定は、法第5条第1項の変更の承認の申請について準用する。

(通算加入者等期間に算入する期間)

第30条 令第24条第1項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第33条第2項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第54条第2項、第54条の2第2項又は第74条の2第2項の規定により既に法第33条第1項（法第73条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

- 一 令第22条第1項第1号又は第2号に掲げる資産の移換を受ける場合 確定給付企業年金法第28条第1項に規定する加入者期間（確定給付企業年金法施行令第54条の5第1項の規定に基づき

確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間を除く。）

- 二 令第22条第1項第3号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第17条第1項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第30条第1項若しくは第31条の2第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第36条第7項の規定により読み替えて準用する同条第1項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

三 令第22条第1項第4号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2 令第24条第2項の規定により準用する同条第1項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第33条第2項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第54条第2項、第54条の2第2項又は第74条の2第2項の規定により既に法第33条第1項（法第73条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

- 一 確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第81条の2第1項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（前項に掲げる

期間を除く。）

二 積立金（確定給付企業年金法第59条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第91条の19第2項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第91条の20第1項の終了した確定給付企業年金の加入者期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

（準用規定）

第59条 省 略

2 第30条第2項及び第30条の2の規定は、法第74条の2第1項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第30条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「令第24条第1項」と、「第33条第2項各号」とあるのは「第73条の規定により準用する法第33条第2項各号」と、同項第2号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第30条の2中「第25条」とあるのは「第38条第2項の規定により準用する令第25条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第54条の2第2項」とあるのは「第74条の2第2項」と、「第33条第1項」とあるのは「第73条の規定により準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

（適格退職年金契約に関する特例）

第2条 省 略

2 令第24条第1項の厚生労働省令で定める期間は、平成24年3月31日までの間、第30条第1項各号に掲げる期間のほか、令附則第2条第3項の資産の移換を受ける場合においては、適格退職年金契約に係る受益者等であった期間（当該適格退

職年金契約の給付の額の算定における当該適格退職年金の受益者等となる期間として算入する期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、第30条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項各号に掲げる期間を除く。）とする。この場合において、同条第1項第3号中「前2号に掲げる期間」とあるのは、「前2号に掲げる期間及び附則第2条第2項の期間」とする。

3 省 略

（参考4） 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）

（確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例）

第78条の2 確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合又は基金が2以上の事業主により設立された場合において、事業主等が1の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、前条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。

二 基金の場合にあっては、基金の加入者の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第12条第1項第4号（基金を共同して設立している場合にあっては、同項第5号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。

三 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあっては、規約において、当該減少に係る実施事業所の事業主が、

当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換）

第82条の4 実施事業所の事業主が会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をした場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者であった者の同意を得て、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であった者に係る積立金（第83条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第89条第6項に規定する残余財産）の移換を申し出ることができる。

2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第31条の3の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第1項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第31条の3の規定により残余財産を移換したときは、第89条第6項の規定の適用については、当該残余財産は、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

（確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から確定給付企業年金への

資産の移換）

第82条の5 事業主等は、その資産管理運用機関等が確定拠出年金法第54条の4第2項若しくは第74条の4第2項の規定によりこれらの項に規定する個人別管理資産の移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第17条第1項若しくは第31条の4第1項の規定により機構から同法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。

（参考5） 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）

（実施事業所の減少の特例に関し必要な事項）

第48条の2 法第78条の2の承認の申請は、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意（法第74条第2項に規定する労働組合等の同意をいう。）を得て行わなければならない。

2 前項の場合において、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所が2以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 法第78条の2の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経て行わなければならない。

（参考6） 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）

（実施事業所の減少の特例を適用する場合

の手続等)

第88条の3 法第78条の2第1号の確定給付企業年金を継続することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であって、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を超過して掛金の納付を怠ったこととする。

2 事業主等は、法第78条の2の規定により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならない。

3 法第78条の2の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可。第4号において「承認等」という。）の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 規約型企業年金の場合にあつては、令第48条の2第1項の同意を得たことを証する書類

二 第2項の弁明の内容を記載した書類

三 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類

四 前3号に掲げるもののほか、承認等に当たって必要な書類

4 第8条第2項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。

5 前条の規定は、法第78条の2第3号の厚生労働省令で定める計算方法について準用する。

(参考7) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）

（退職金相当額の受入れ等）

第30条 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるものとの間で、当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づきその退職につき退職金の支給を受けることができる者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を当該団体から機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後厚生労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで退職金共済契約の被共済者となり、かつ、厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該団体から引き渡される当該退職金に相当する額を受け入れるものとする。

2～4 省 略

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）

第31条の3 事業主（確定給付企業年金法第82条の4第1項又は確定拠出年金法第54条の5の規定による申出をしたものに限る。）が、その雇用する加入者（確定給付企業年金法第2条第4項に規定する加入者をいう。第6項及び次条第1項において同じ。）であつた者又は企業型年金加入者（確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。第6項及び次条第1項において同じ。）であつた者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該

- 各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けるものとする。
- 一 資産管理運用機関等 確定給付企業年金法第59条に規定する積立金又は同法第89条第6項に規定する残余財産
 - 二 資産管理機関 確定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産
- 2 機構が、前項各号に定める資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額（以下この条において「移換額」という。）のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者の当該政令で定める額に係る確定給付企業年金法第28条第1項に規定する加入者期間又は確定拠出年金法第14条第1項に規定する企業型年金加入者期間を超えることができない。
- 3 移換額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 11月以下 当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）
 - 二 12月以上 第10条第2項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額
- 4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第16条第3項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。
- 5 第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該移換額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第82条の4第1項又は確定拠出年金法第54条の5の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第1項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 前項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、第1項の移換を受けなかつたものとみなして同条第1項ただし書及び第2項の規定により算定した退職金の額に、当該移換を受けた日の属

する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該移換額）を加算した額とする。

8 第6項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第16条第3項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項又は前条第3項若しくは第7項の規定の適用を受ける被共済者が、第1項（第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項、第29条第1項及び第2項、第30条第2項、前条第3項及び第7項並びに第3項及び第7項の規定にかかわらず、第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項又は前条第3項若しくは第7項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等）

第31条の4 共済契約者が会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をした場合で

あつて、当該合併等により退職金共済契約が第8条第3項第1号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は企業型年金加入者とする企業型年金を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行う確定給付企業年金又は企業型年金（厚生労働省令で定めるものに限る。）への解約手当金に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。

2 前項の規定による申出があつた場合においては、機構は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。

3 機構は、第1項の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一 第1項の規定による申出に係る確定給付企業年金又は確定拠出年金が実施される前に退職又は死亡したとき。

二 前号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

4 適用関係

(1) 上記3(1)①の改正は、平成29年1月1日から施行されています（平成28年9月整備政令附則）。

(2) 上記3(1)②の改正は、平成29年4月1日以後に支払を受けるべき退職一時金等について適用し、同日前に支払を受けるべき退職一時金等については従前どおりとされています（改正所令附則5）。

(3) 上記3(2)①の改正は、平成28年7月1日から施行されています（平成28年6月整備政令附則）。

三 特定譲渡制限付株式等に関する改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その法人又はその法人の親法人からその役務の提供の対価として特定譲渡制限付株式が交付されたとき（承継譲渡制限付株式が交付されたときを含みます。）におけるその特定譲渡制限付株式に係る経済的利益の額の収入金額については、その特定譲渡制限付株式の譲渡についての制限が解除された日における価額とされています（旧所令84①）。
- (2) 上記(1)の「特定譲渡制限付株式」とは、個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その法人（以下「特定法人」といいます。）又はその特定法人の親法人（その特定法人と次の①及び②に掲げる関係がある法人をいいます。）からその役務の提供の対価としてその特定法人又はその親法人の譲渡制限付株式であって、その役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他その個人に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその譲渡制限付株式とされていました（旧所令84①、旧所規19の4①）。
- ① 譲渡制限付株式の交付の直前に特定法人とその法人との間にその法人がその特定法人の発行済株式（発行済みの投資口を含みます。）又は出資（自己が有する自己の株式（出資、投資口その他これらに準ずるものを含みます。以下同じです。）を除きます。以下「発行済株式等」といいます。）の全部を保有する関係
- ② 譲渡制限付株式の交付の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡についての制限に係る期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）終了の時までその特定法人とその法人との間に①に掲げる関係が継続することが見込まれている場合における特定法人とその法人との間

の関係

- (注1) 「譲渡制限付株式」とは、次の要件に該当する株式とされています（旧所令84①）。
- ① 譲渡についての制限がされており、かつ、譲渡制限期間が設けられていること。
- ② その個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくはその個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由が定められていること。
- (注2) 譲渡制限期間内において特定法人以外の法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割（以下「合併等」といいます。）により次の株式が交付されることが見込まれている場合には、特定法人とその特定法人以外の法人との間に上記②に掲げる関係があることとされています（旧所規19の4①）。
- ① 合併によりその法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその合併に係る合併法人の譲渡制限付株式で、その合併の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその特定法人とその合併法人との間にその合併法人がその特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合におけるその譲渡制限付株式（旧所規19の4①一）
- ② 分割型分割によりその法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式で、その分割型分割の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその特定法人とその分割承継法人との間にその分割承継法人がその特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場

合におけるその譲渡制限付株式（旧所規19の4①二）

(3) 上記(1)の「承継譲渡制限付株式」とは、次に掲げる譲渡制限付株式とされてきました（旧所令84①、旧所規19の4②）。

① 合併によりその合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの（旧所規19の4②一）

イ その被合併法人がその特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合……次に掲げる譲渡制限付株式（旧所規19の4②一イ）

(イ) その合併に係る合併法人の譲渡制限付株式

(ロ) その合併の直前にその合併に係る合併法人とその合併法人以外の法人との間にその法人がその合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、その合併の時からその合併により交付されるその法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその合併法人とその法人との間にその関係が継続することが見込まれている場合におけるその法人の譲渡制限付株式

ロ その被合併法人がその特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に、上記(2)①及び②に掲げる関係がある法人である場合……その合併の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその特定法人とその合併に係る合併法人との間にその合併法人がその特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合におけるその合併法人の譲渡制限付株式（旧所規19の4②一ロ）

② 分割型分割によりその分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの（旧所規19の4②二）

イ その分割法人がその特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合……次に掲げる譲渡制限付株式（旧所規19の4②二イ）

(イ) その分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式

(ロ) その分割型分割の直前にその分割型分割に係る分割承継法人とその分割承継法人以外の法人との間にその法人がその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、その分割型分割の時からその分割型分割により交付されるその法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその分割承継法人とその法人との間にその関係が継続することが見込まれている場合におけるその法人の譲渡制限付株式

ロ その分割法人がその特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に、上記(2)①及び②に掲げる関係がある法人である場合……その分割型分割の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時までその特定法人とその分割型分割に係る分割承継法人との間にその分割承継法人がその特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合におけるその分割承継法人の譲渡制限付株式（旧所規19の4②二ロ）

2 改正の内容

個人から役務の提供を受ける法人やその法人との間に上記1(2)①及び②に掲げる関係がある法人以外の法人が発行した譲渡制限付株式についても、役務の提供の対価として交付したいというニーズがあることを踏まえ、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人の譲渡制限付株式が交付される場合に、その役務の提供を受ける法人とその発行した法人との間に上記1(2)①及び②に掲げる関係がない場合にもその譲渡制限付株式は収入金額とすべき経済的利益の価額がその譲渡について制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制

限付株式とされました（所令84①）。また、これに伴い、次に掲げる譲渡制限付株式が、承継譲渡制限付株式とされ、株式の保有関係の継続見込みは不要とされました（所令84①、所規19の4①）。

- (1) 合併によりその合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその合併に係る合併法人の譲渡制限付株式又はその合併の直前にその合併に係る合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式
- (2) 分割型分割によりその分割型分割に係る分割

法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又はその分割型分割の直前にその分割型分割に係る分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正所令附則2）。

四 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の改正

1 改正前の制度の概要

居住者が、国若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為（固定資産の改良その他一定の行為を除きます。以下「資産の移転等」といいます。）の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地取用法の規定による取用その他やむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています。ただし、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上必要経費に算入され、又は譲渡費用とされる部分の金額に相当する金額については、その者の各種所得の金額の計算上総収入金額に算入されます（所法44）。

このやむを得ない事由は、取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）の対象となる取用、買取り、換地処分、権利変換、買取若しくは権利の消滅、土地取用法等の規定に基づく使用若しくは資産の取壊し若しくは除去又はマ

ンションの建替え等の円滑化に関する法律第149条の規定による権利の消滅とされています（旧所令93）。

2 改正の内容

平成29年度税制改正における「災害関連規定の常設化」の一環として、次に掲げる場合が取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の対象に追加されました（措法33①三の六、三の七、③三）（詳しくは前掲の「**租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制関係）の改正**」の「**四 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の改正**」をご参照ください。）。

- (1) 次に掲げる土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含みます。）に買い取られ、対価を取得する場合（措法33①三の六、三の七）。

- ① 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等……公共施設の整備改善に関する事業
- ② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機

構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等……第二種市街地再開発事業

- (2) 被災市街地復興土地区画整理事業の土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得する場合に該当することとなったことに伴い、その土地の上にある資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、その資産の損失に対して、同法第78条第1項の規定による補償金を取得するとき（措法33③三）。

これらの場合は、上記1のやむを得ない事由と同様と考えられることから上記(1)の買取り及び上記(2)の除却がこの制度の対象となるやむを得ない事由とされました（所令93）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年1月1日以後に発生するやむを得ない事由について適用し、同日前に発生したやむを得ない事由については従前どおりとされています（改正所令附則8）。

五 医療費控除（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を含む。）の添付書類の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 医療費控除の適用を受ける場合

医療費控除の適用を受ける場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となる医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法120③、旧所令262①）。

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（以下「医療費控除の特例」といいます。）の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧措法41の17の2③、旧措令26の27の2④、旧措規19の10の2）。

- ① 医療費控除の特例による控除を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限ります。以下同

じです。）

(注) 上記の「特定一般用医薬品等購入費」とは、医療費控除の特例の適用対象となる「厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める医療用医薬品と同じ有効成分が含まれる市販薬（いわゆるスイッチOTC薬）（以下「特定一般用医薬品等」といいます。）」の購入の対価をいいます（旧措令26の27の2②⑤、平28.3厚生労働告178）。

- ② 医療費控除の特例の適用を受ける居住者がその年中に取組を行ったことを明らかにする書類（氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含みます。）の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。）

(注) 上記の「取組」とは、法律又は法律に基づく命令（告示を含みます。）に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとされています（旧措令26の27の2①⑤、平28.3厚生労働告181）。

2 改正の内容

(1) 改正の背景

所得税の確定申告件数、還付申告件数及び医

療費控除の適用件数は、ここ数年は、横ばい又は微減となっておりますが、適用下限額が現行の水準に引き上げられた昭和63年当時と比較すると大きく増加しています。また、平成28年度税制改正において創設された医療費控除の特例が平成29年分の所得税の確定申告から適用されるため、申告件数の更なる増加が見込まれるところ です。

医療費控除の適用に際しては、上記1(1)のとおり、その控除を受ける金額の計算の基礎となる医療費の領収を証する書類の添付又は提示を要することとされているため、毎年、多くの領収書が税務署に提出されています。このため、①医療費の領収書の確認のための事務、②医療費の領収書を別途保管するための移送、保管、廃棄等の費用などを要しているところです。

また、「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日閣議決定）において、「国・地方を合わせたマイナポータル の提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック申請免除の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等を実施していく。」とされ、各医療保険者から各被保険者等への医療費通知を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化することとされています。

(注1) 平成29年3月31日に、医療保険各法の省令が改正され、各医療保険者から各被保険者へ医療費の通知を行う場合の標準的な通知事項が定められました。下記(3)①ロの(注)をご参照ください。

(注2) 上記の「医療保険各法」とは、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法をいい、「各医療保険者」とは、それぞれ、医療保険各法の保険者、後

期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会、共済組合及び私立学校振興・共済事業団をいいます。

このように、医療費控除の適用に際し、多くの領収書が添付されることによる税務当局の事務費用が生じていること及び各医療保険者から各被保険者等への医療費通知を活用して医療費控除の申告手続を簡素化することとされていることを踏まえ、今般、医療費控除及び医療費控除の特例の適用を受ける場合の添付書類が、従来の領収書から明細書に変更されました。

(2) 改正の概要

医療費控除又は医療費控除の特例の適用を受ける場合には、改正前の医療費の領収を証する書類又は特定一般用医薬品等購入費の領収を証する書類の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は特定一般用医薬品等購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。

この場合において、税務署長は、確定申告期限から5年間、その適用に係る医療費の領収を証する書類（次に掲げるものを除きます。）又は特定一般用医薬品等購入費の領収を証する書類の提示又は提出を求めることができるとし、その求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収を証する書類の提示又は提出をしなければならないこととされました。

① 確定申告書の提出の際に、各医療保険者の医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合におけるその医療費通知書に係る医療費の領収を証する書類

② 電子情報処理組織を使用して確定申告（いわゆる e-Tax による確定申告）を行った際に、各医療保険者から通知を受けた医療費通知情報で各医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合におけるその医療費通知情報に係る医療費の領収を証する書類

(3) 具体的な改正の内容

① 医療費控除の添付書類の改正

医療費控除の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を確定申告書に添付しなければならないこととされました（所法120④）。イに掲げる書類は、申告書を提出した者（以下「医療費控除適用者」といいます。）が自ら作成する医療費の明細書などが該当するものと考えられますが、一定の事項の記載があれば、医療費控除適用者自らが作成するものに限定されていません。ロに掲げる書類は各医療保険者から交付を受けた医療費通知書が該当するものと考えられます。実際の確定申告の際は、ロに掲げる書類の交付を受けた者は、「ロに掲げる書類」と「ロに掲げる書類に係る医療費以外の医療費について医療費控除適用者自らが作成したイに掲げる書類」を併せて添付することとなるものと考えられます。また、ロに掲げる書類に係る医療費について修正する必要がある場合には、「ロに掲げる書類」と「その修正する必要がある医療費について医療費控除適用者自らが作成したイに掲げる書類」を併せて添付することとなるものと考えられます。

イ 確定申告書に記載した医療費控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる医療費について一定の事項（以下「控除適用医療費の額等」といいます。）の記載がある明細書（ロに掲げる書類が確定申告書に添付された場合におけるその書類に記載された控除適用医療費の額等に係るものを除きます。）

（注） 上記の「一定の事項」とは、次の事項とされています（所規47の2⑧）。

- ① その年中において支払った医療費の額
- ② 医療費に係る診療、治療等を受けた者の氏名
- ③ 医療費に係る診療、治療等を行った病院、診療所その他の者の名称又は氏

名

④ その他参考となるべき事項

ロ 各医療保険者の医療費の額を通知する一定の書類で、控除適用医療費の額等の記載があるもの

（注） 上記の「一定の書類」とは、次の書類とされています（所規47の2⑨）。

- ① 健康保険法施行規則第112条の2の保険者の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ② 国民健康保険法施行規則第32条の7の2の保険者の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第82条の2の後期高齢者医療広域連合の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ④ 船員保険法施行規則第155条の2の協会の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ⑤ 国家公務員共済組合法施行規則第113条の3の2の組合の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ⑥ 地方公務員等共済組合法施行規則第119条の5の組合の同条各号に掲げる事項が記載された書類
- ⑦ 私立学校教職員共済法施行規則第16条の4の事業団の同条各号に掲げる事項が記載された書類

また、税務署長は、上記の確定申告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、医療費控除適用者に対し、その申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、上記イに掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類の提示又は提出を求めること（以下「税務署長の求め」といいます。）ができることとされ、税務署長の求めがあったときは、医療費控除適用者は、その領収を証する書類を提示し、又は提出し

なければならないこととされています（所法120⑤）。このため、その添付した書類が上記イに掲げる書類である場合には、上記イに掲げる書類に係る医療費の領収書を5年間保存していただく必要があります。一方で、上記ロに掲げる書類に係る医療費については各医療保険者により被保険者の医療費の支払が明らかにされますので、上記ロに掲げる書類を提出した場合における上記ロに掲げる書類に係る医療費の領収書は、税務署長の求めの対象外とされています。

（注）上記の「確定申告期限」は、確定申告書が国税通則法第61条第1項第2号に規定する還付請求申告書である場合にはその申告書の提出があった日とされ、上記の「5年を経過する日」は、その5年を経過する日前6月以内に更正の請求があった場合にはその更正の請求があった日から6月を経過する日とされています。

電子情報処理組織を使用して確定申告（いわゆるe-Taxによる確定申告）を行う場合には、添付書類に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することにより添付書類の提出に代えることができることとされています（国税オンライン化省令5②）。今回の改正により、添付書類が上記ロに掲げる書類である場合には、その書類に記載されている事項又は記載すべき事項が記録された電磁的記録であって、各医療保険者から提供を受けた医療費通知情報（各医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたもの）に限り、上記ロに掲げる書類の提出に代えることができることとされました（国税オンライン化省令5⑥）。この医療費通知情報の送信をした場合には、上記ロに掲げる書類の提出に代えることができますので、その送信をした情報に係る医療費の領収書については、税務署長の求めの対象外となります。

（注）医療費通知情報の送信に該当しない医療費通知に係る情報の送信や明細書に記載すべき事項の送信は、上記イに掲げる書類に記載すべき事項を送信したことになりますので、上記イに掲げる書類の確定申告書への添付に代えることはできませんが、その送信をした情報に係る医療費の領収書については、税務署長の求めの対象となります。

② 医療費控除の特例の添付書類の改正

医療費控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書に記載した医療費控除の特例の適用を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費について一定の事項の記載がある明細書を確定申告書に添付しなければならないこととされました（措法41の17の2③）。この明細書は、その申告書を提出した者（以下「医療費控除の特例適用者」といいます。）が自ら作成する特定一般用医薬品等購入費の明細書などが該当するものと考えられますが、一定の事項の記載があれば、医療費控除の特例適用者自らが作成するものに限定されていません。

（注）上記の「一定の事項」とは、次の事項とされています（措規19の10の2①）。

- ① その年中において支払った特定一般用医薬品等購入費の額
- ② 特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の販売を行った者の氏名又は名称
- ③ 特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の名称
- ④ その他参考となるべき事項

また、税務署長は、上記の確定申告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、医療費控除の特例適用者に対し、その申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、その明細書に記載された特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類の提示又は提出を求めること（以下「税務

署長の求め」といいます。)ができることとされ、税務署長の求めがあったときは、医療費控除の特例適用者は、その領収を証する書類を提示し、又は提出しなければならないこととされています（措法41の17の2③）。

(注1) 上記の「確定申告期限」及び「5年を経過する日」は、上記①の(注)と同じです。

(注2) 上記①の医療費控除と異なり、医療費通知に相当する制度はありません。

(注3) 取組に係る書類についての改正は行われていません。よって、上記1(2)②に掲げる書類は、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないなりません。

(注4) 医療費控除の特例については、上記②の年度改正によるもののほか、次の告示改正が行われています。

① 平成28年12月厚生労働省告示第439号において、取組に国家公務員が受診する健康診断を追加（平28.3厚生労働告181三）。

② 平成29年1月厚生労働省告示第12号において、特定一般用医薬品等の対象となる有効成分にロラタジンを追加（平28.3厚生労働告178八十三）。

3 適用関係

(1) 上記2の改正は、平成30年1月1日以後に平成29年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に平成28年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合には従前どおりとされています（改正法附則7①、58①）。

(2) 平成30年1月1日以後に平成29年から平成31年までの各年分の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、医療費を領収した者のその領収を証する書類の確定申告書への添付若しくは確定申告書を提出する際の提示又は特定一般用医薬品等購入費を領収した者のその領収を証する書類の確定申告書への添付若しくは確定申告書を提出する際の提示をもって、それぞれ、確定申告書に添付すべき医療費の明細書又は特定一般用医薬品等購入費の明細書の添付に代えることができることとされています（改正法附則7②、58②）。つまり、平成29年から平成31年までの各年分の所得税に係る確定申告に限り、経過的に改正前と同様に、医療費の領収書又は特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又は医療費控除の特例の適用もできることとされています。なお、この場合において、その添付又は提示をした領収書に係る医療費については、税務署長の求めの対象外とされています。

(注1) この経過措置は一部の医療費についてのみ適用することも可能です。例えば、社会保険診療分などの医療費については各医療保険者から受けた上記2(3)①ロの書類を添付することにより簡素な手続きを利用し、それ以外の自費診療分などの医療費についてのみその自費診療分などの医療費に係る領収書を添付するということがも選択可能です。

(注2) 平成32年分以後の所得税に係る確定申告書にはこの経過措置は認められませんので、領収書の添付又は提示を行うことにより医療費控除及び医療費控除の特例を適用することはできないこととなります。

第三 震災税特法関係

一 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 復興産業集積区域に係る措置

東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体（復興推進計画につき福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する場合の東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を含みます。以下同じです。）の指定を受けた個人が、同法の施行の日（平成23年12月26日）から平成33年3月31日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その復興産業集積区域内においてその個人のこれらの事業の用に供した場合には、これらの事業の用に供した日の属する年（以下「供用年」といいます。）において次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める特別償却限度額の特別償却と次に定める税額控除限度額の税額控除との選択適用ができます（旧震災税特法10の2①～⑤）。

① 機械及び装置のうち、認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したもの

イ 特別償却限度額……その取得価額から普通償却額を控除した金額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の15%相当額

② 機械及び装置のうち、上記①に掲げるもの

以外のもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の50%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、34%）相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の15%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、10%）相当額

③ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%相当額

④ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、上記③に掲げるもの以外のもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、17%）相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、6%）相当額

(2) 復興居住区域に係る措置

東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人が、同法の

施行の日（平成23年12月26日）から平成29年3月31日までの間に、復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供する被災者向け優良賃貸住宅の取得等をして、その復興居住区域内においてその個人の賃貸住宅供給事業の用に供した場合には、供用年において被災者向け優良賃貸住宅の取得価額の25%相当額（特別償却限度額）の特別償却と取得価額の8%相当額（税額控除限度額）の税額控除との選択適用ができます（旧震災税特法10の2①～⑤）。

（注1） 上記(1)又は(2)の特別償却を適用する場合において、供用年の上記(1)及び(2)の特別償却限度額のうち、供用年の年分の必要経費に算入しなかった部分の金額（償却不足額）は、翌年に繰り越して必要経費に算入することができます（震災税特法10の2②）。

（注2） 上記(1)又は(2)の税額控除を適用する場合における上記(1)及び(2)の税額控除限度額は、供用年の年分の事業所得等に係る所得税額の20%相当額が上限とされ、税額控除限度超過額については、4年間の繰越しができます（旧震災税特法10の2③後段、④）。

2 改正の内容

(1) 復興居住区域に係る措置の特別償却限度額及び税額控除限度額の見直し

上記1(2)の復興居住区域に係る措置の特別償却限度額及び税額控除限度額が、次に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました（震災税特法10の2①③⑤一・二）。

① 被災者向け優良賃貸住宅のうち認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興居住区域内におい

て賃貸住宅供給事業の用に供したもの

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%相当額（改正前と同じです。）

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%相当額（改正前と同じです。）

（注） 上記の「認定」とは、復興推進計画についての東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定をいい、東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。

② 被災者向け優良賃貸住宅のうち認定地方公共団体の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したもの（上記①に掲げるものを除きます。）

イ 特別償却限度額……その取得価額の25%（平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、17%）相当額

ロ 税額控除限度額……その取得価額の8%（平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、6%）相当額

(2) 適用期限の延長

上記1(2)の復興居住区域に係る措置の適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました（震災税特法10の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成29年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

二 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日から同日又は同法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、その避難解除区域等においてその個人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含みます。以下「特定事業の用」といいます。）に供した場合には、その特定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）において特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額（建物等については、取得価額の25%相当額）の特別償却（供用年の必要経費に算入しなかった償却不足額については、その翌年分への繰越しが可能）と取得価額の15%（建物等については、取得価額の8%）相当額の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については、4年間の繰越しが可能）との選択適用ができます（旧震災税特法10の2の3①～⑤）。

2 改正の内容

この制度の適用期間について、避難解除区域等に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった場合における所要の整備が行われました。

具体的には、この制度の適用期間の始期に「福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」といいます。）につき同条第6項の認定があった日」が追加され、適用期間が「避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の2第

6項の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は同法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの期間」とされました（震災税特法10の2の3①③）。

すなわち、避難等指示が解除されていない区域であっても、福島復興再生特別措置法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」といいます。）に記載された同法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当する場合には、その認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第6項の認定を受けた日からこの制度が適用できることとなります。なお、適用期間の終期については、これまでと同じです。

ただし、この期間は、その期間内にその認定特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、その変更に係る次に掲げる区域の区分に応じそれぞれ次に定める期間とすることとされています（震災税特法10の2の3①③、震災税特令12の2の3①）。これにより、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域となる区域は、その変更があった日からこの制度が適用できることとなり（下記(1)）、その変更により認定特定復興再生拠点区域でなくなる区域で、避難解除区域等に該当しない区域（避難等指示が解除されていない区域）は、その変更があった日後からこの制度が適用できなくなります（下記(2)①）。なお、その変更により認定特定復興再生拠点区域でなくなる区域であっても、既に避難解除区域等に該当する区域は、引き続きこの制度が適用できることとなります（下記(2)②）。

(1) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の3において

準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域……その区域に該当する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又はその変更の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの期間

(2) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があったことにより認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

① その変更の認定があったことによりその区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合……その認定特定復興再生拠点区域復興

再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の2第6項の認定があった日からその変更の認定があった日までの期間

② 上記①に掲げる場合以外の場合……その避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又はその認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の2第6項の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は同法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの期間

3 適用関係

上記2の改正は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号）の施行の日（平成29年5月19日）から施行されています（改正法附則1十八、改正震災税特令附則1二）。

三 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

福島復興再生特別措置法の規定により避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日から同日又は同法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日の属する各年の適用期間内において、その避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の20%相当額の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度）ができることとされています（旧震災税特法10の3の3①）。

2 改正の内容

(1) 確認期間の整備

福島県知事の確認を受けることができる期間（以下「確認期間」といいます。）の始期に「福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」といいます。）につき同条第6項の認定があった日」が追加され、確認期間が「避難等指示が解除された日又は特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の2第6項の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は同法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間」とされました（震災税特法10の3の3①）。

すなわち、避難等指示が解除されていない区

域であっても、福島復興再生特別措置法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」といいます。）に記載された同法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当する場合には、その認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第6項の認定を受けた日から福島県知事の確認を受けることができることとなります。なお、確認期間の終期については、これまでと同じです。

ただし、この期間は、その期間内にその認定特定復興再生拠点区域の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域に該当する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又はその変更の認定があった日のいずれか早い日からその避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間とすることとされています（震災税法10の3の3①、震災税特令12の3の3①）。つまり、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更により新たに認定特定復興再生拠点区域となる区域は、その変更があった日から福島県知事の確認を受けることができることとなります。

四 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関

(2) 適用期間の整備

適用期間について、福島県知事の確認を受けた個人の事業所に係る次に掲げる場合があったときは、その事業所に係る次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間とされました（震災税法10の3の3①、震災税特令12の3の3②）。これにより、認定特定復興再生拠点区域でなくなる区域で、避難解除区域等に該当しない区域（避難等指示が解除されていない区域）に所在する事業所については、その認定特定復興再生拠点区域でなくなる日後からこの制度が適用できなくなります。

- ① その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第9条第1項の規定によるその認定の取消しがあったことによりその事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合……その確認を受けた日からその取消しがあった日までの期間
- ② その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があったことによりその事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合……その確認を受けた日からその変更の認定があった日までの期間

3 適用関係

上記2の改正は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号）の施行の日（平成29年5月19日）から施行されています（改正法附則1十八、改正震災税特令附則1二）。

係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）の施行の日（平成23年12月14日）から平成29年3月31日までの間に、

賃貸住宅のうち特定激甚災害地域内において被災者向け優良賃貸住宅で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを特定激甚災害地域内において賃貸の用に供した場合には、不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通償却額の50%（耐用年数が35年以上であるものについては、70%）相当額の割増償却ができます（旧震災税特法11の2①）。

（注）上記の「特定激甚災害地域」とは、東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいい、政令では、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第1項の区域として同条第2項の規定により告示された区域とされています（旧震災税特法11の2①、震災税特令13の2①）。

具体的には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第1項の区域に係る告示（平24.2国土交通告190）により、対象となる区域が告示されています。

2 改正の内容

(1) 特定激甚災害地域の見直し

この制度の対象となる特定激甚災害地域から認定復興推進計画に定められた復興居住区域が除外されました（震災税特法11の2①）。

この見直しに伴い、この制度の適用を受けるために確定申告書に添付すべき書類に、その被災者向け優良賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその被災者向け優良賃貸住宅の所在地が

認定復興推進計画に定められた復興居住区域内でない旨を証する書類が追加されました（震災税特規3の5三）。

(2) 割増償却割合の引下げ

この制度の割増償却割合が、次に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次に定める割合に引き下げられました（震災税特法11の2①）。

① 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が35年未満であるもの……40%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、20%）

② 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が35年以上であるもの……56%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、28%）

(3) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました（震災税特法11の2①）。

3 適用関係

上記2(1)(2)の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得又は新築をする被災者向け優良賃貸住宅について適用し、個人が同日前に取得又は新築をした被災者向け優良賃貸住宅については従前どおりとされています（改正法附則96、改正震災税特令附則2、改正震災税特規附則2）。

第四 その他

一 申告要件に係る所要の見直し

1 改正の内容

当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した

場合等に限り適用を受けることができる所得税の税額控除制度のうち調整前事業所得税額の一定額を上限とする次の制度について、その適用に係る

申告要件につき、納税者の立証すべき事項（例えば下記①の制度にあっては、試験研究費の額又は特別試験研究費の額）及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにするための所要の改正が行われました。

この改正により、更正の請求によらない更正による所得税額の増額に伴い反射的に税額控除の上限額が増加した場合には、その更正で税額控除額を増加させることができることとされました。

- ① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法10⑩）
- ② エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の2⑨⑩）
- ③ 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の3⑧⑨）
- ④ 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の4の2⑥）
- ⑤ 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除（措法10の5⑦）
- ⑥ 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除（措法10の5の2⑧⑨）
- ⑦ 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除（措法10の5の4④）
- ⑧ 所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法10の6④、震災税特法10の4①）
- ⑨ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の2⑧⑨）
- ⑩ 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の2⑧、10の2⑧⑨）
- ⑪ 避難解除区域等において機械等を取得した場

合の所得税額の特別控除（震災税特法10の2の3⑧、10の2⑧⑨）

- ⑫ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の3③）
- ⑬ 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の3の2③、10の3③）
- ⑭ 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除（震災税特法10の3の3③、10の3③）

（注） 上記①から⑭までの制度のほか、今回創設された上記**第一の四**及び八の税額控除制度の申告要件についても同様とされています。また、外国税額控除についても同旨の改正が行われています。詳細については後掲の「**国際課税関係の改正**」をご参照ください。

2 適用関係

上記1（上記①から⑧までの制度に係る部分に限ります。）の改正は、個人が平成29年4月1日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る所得税又は同日以後にされる国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正（同日前に提出された更正請求書に係るものを除きます。）に係る年分の所得税について適用し、個人が同日前に提出した修正申告書若しくは更正請求書に係る所得税又は同日前にされた国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に係る年分の所得税については従前どおりとされています（改正法附則44②）。

（注） 上記⑨から⑭までの制度に係る改正については、平成29年4月1日から施行されています（改正法附則1）。なお、特段の経過措置は設けられていないので、適用関係は上記と同様になります。

二 減価償却資産の範囲の改正

1 改正の内容

減価償却資産のうち無形固定資産の範囲について、ガス事業類型の見直し（一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業⇒ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業）に伴い、無形固定資産となるガス供給施設利用権が、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業を営む者に対してガスの供給施設（同条第7項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除きます。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用してガスの供給を受ける権利とされました（所令6八カ）。

（注）上記の「ガス事業類型の見直し」は、平成27年6月24日に公布された「電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第47号）」

第5条において、また、上記の改正は平成29年3月23日に公布された「電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「電事法等整備政令」といいます。）」第9条において、それぞれ措置されています。

なお、この改正は、平成29年4月1日から施行されています（電事法等整備政令附則1）。

2 適用関係

上記1の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得するガス供給施設利用権について適用し、個人が同日前に取得したガス供給施設利用権については従前どおりとされています（電事法等整備政令附則3）。

三 年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例の改正

1 改正の内容

企業結合に関する会計基準においてはのれんを「20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する」こととされており、その実務が定着していることを踏まえ、営業権について、年の中途で業務の用に供した場合などには、その業務の用に供し

た年等の償却費の計算上、月割計算を行うこととされました（所令132①）。

2 適用関係

上記1の改正は、個人が平成29年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得した減価償却資産については従前どおりとされています（改正所令附則10）。

四 給付金の非課税措置の改正

1 改正の内容

「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置（平成28年8月24日閣議決定）」を受け、非課税措置の対象となる給付金に平成28年度の一般会

計補正予算（第2号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金が増えられました（措規19の2）。

（注1）上記の「消費税率引上げ時期の変更に伴う

税制上の措置（平成28年8月24日閣議決定）
についての詳細は後掲の「消費税法等の改正」
をご参照ください。

（注2）平成28年度の一般補正予算第2号で措置された給付金の具体的内容

① 対象者：平成28年度分の住民税（市町村民税の均等割）が非課税の者（均等割が課税されている者の扶養親族や生活保護の対象者等を除きます。）

② 給付額：1人につき15,000円（年金受給者等に対する加算はありません。）

※ 上記の給付額は2年半分の食料品の支出額の増加分を参考にしています。

（注3）上記の改正は、平成28年11月28日に公布された「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第80号。以下「28年11月改正措規」といいます。）」において措置されています。

（注4）消費税率の引上げ時期の変更に伴う所得税に関連する措置については上記の改正のほか

前掲の「租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制関係）の改正」の十二2(5)をご参照ください。なお、これら以外に平成28年11月28日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）」第1条において「資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入」について、課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額において地方消費税を消費税であると仮定して計算する場合における税率を2.2%（改正前：1.7%）に引き上げることとする改正の施行日が、平成31年10月1日（改正前：平成29年4月1日）とされています（所令182の2⑥）。

2 適用関係

上記1の改正は、28年11月改正措規の公布の日（平成28年11月28日）から施行されています（28年11月改正措規附則）。

五 避難解除等区域等に係る特例措置の拡充

1 改正の内容

前述**第三**の二及び**四**のほか、次に掲げる制度の対象地域に、福島復興再生特別措置法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第17条の2第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域が加えられました。

具体的には、認定特定復興再生拠点区域が企業立地促進区域となり得る区域である避難解除区域等に含まれることとされたことから（福島特措法18②二）、提出企業立地促進計画の変更により提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に認定特定復興再生拠点区域が追加された場合には、その認定特定復興再生拠点区域において、これらの制度の適用が可能となります。

① 企業立地促進区域において機械等を取得した

場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（震災特措法10の2の2）

② 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度（震災特措法10の3の2）

③ 福島再開投資等準備金制度（震災特措法11の3の2）

（注）上記の「認定特定復興再生拠点区域」制度は、平成29年5月19日に公布された「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号。以下「改正福島特措法」といいます。）」において創設されています。

2 適用関係

上記1の改正は、改正福島特措法の公布の日（平成29年5月19日）から施行されています（改正福島特措法附則1）。